

「触法少年の送致と児童相談所の現状に関する調査」

分析結果報告

「触法少年の送致と児童相談所の現状に関する調査」 分析結果報告

- 若穂井 透（日本社会事業大学 教授）
- 有村 大士（日本子ども家庭総合研究所 研究員）
- 塚本 恵美（日本社会事業大学大学院 博士前期課程）

I. 調査の目的

殺人など重大事件を犯した 14 歳未満の触法少年に関して、警察に調査および送致の権限を付与し、児童相談所に家庭裁判所への原則送致を義務づけ、少年院送致の下限年齢を引き下げるなどの改正が行われた少年法は、2007（平成 19）年 11 月 1 日から施行された。

本調査は 2007（平成 19）年 11 月 1 日以降に警察から送致された触法少年と児童相談所の対応を調査し、改正少年法の施行後の現状と課題を明らかにすることによって、触法少年の援助に必要な体制整備等につなげることを目的としている。

II. 調査の方法

全国の児童相談所に対して質問紙調査を実施した。

質問紙調査は、児童相談所の状況を把握するための機関票と個別の事例を把握するためのケース票により構成した。

なお、質問紙はマイクロソフト社の Excel にて作成し、配布と回収は E-mail にて行った。加えて、データの集計等統計解析は SPSS 社の SPSS Statistics17.0J にて行った。

III. 調査の結果

1. 回収状況

調査票を配布した平成 21 年 2 月 5 日現在に設置されていた 197 カ所の児童相談所に調査票を配布し、197 カ所より回答を得た（回収率 100%）。また個別の事例については、296 件の回答があった。

2. 機関票

2-1. 非行対応の体制

回答のあった 196 カ所のうち、専任組織、または専任担当者について「無」と回答した児童相談所は 8 割を超える 168 カ所(85.7%)であった。「有」と回答している児童相談所についても、「専任組織(非行対応のみの班・チームなどがある)」4 カ所(2%)、「専任担当者(非行のみ担当の職員がいる)」1 カ所(0.5%)、「兼任組織(他の業務と兼務する非行担当班・チーム・係などがある)」5 カ所(2.6%)、「兼任担当者(他の業務と兼務する非行担当者職員がいる)」18 カ所(9.2%)であり(表 A1)、他の業務と兼務する場合が多いことがわかった。

2-2. 非行相談の実績

「非行相談件数の実績(平成 19 年度)」は、最大値 526 件、最小値 0 件で、平均 82.84 件であった。そのうち男児では、最大値 353 件、最小値 0 件で、平均 55.04

件、女兒は最大値 176 件、最小値 0 件で、平均 27.29 件であった。また警察からの通告を見てみると、男児では最大値 195 件、最小値 0 件で、平均 30.94 件、女兒では最大値 73 件、最小値 0 件で、平均 11.22 件である（表 A2）。

2-3. 一時保護所の現状（ハード）

平成 20 年度 12 月 1 日現在の一時保護所の状況について尋ねたところ、「入所率（%）」は、最大値 135%、最小値 0%で、平均 53.96%であった。また「平均在所日数」は、最大値 113 日、最小値 1 日で、平均は 30.27 日であった（表 A3）。

触法送致に対応するための個室の有無は、回答のあった 118 児童相談所のうち「有」22 カ所(18.6%)、「無」82 カ所(69.5%)、「検討中」14 カ所(11.9%)であった（表 A4）。そのうち、「有」または「検討中」の場合の個室の「施錠」について回答のあった 48 児童相談所のうち「可能」7 カ所(14.6%)、「検討中」9 カ所(18.8%)、「不可能」32 カ所(66.7%)であった（表 A5）。

2-4. 一時保護所の現状（ソフト）

平成 20 年 12 月 1 日現在における触法送致された子どもへの個別対応、または特別体制については、回答のあった 111 児童相談所のうち「可能な体制あり」17 カ所(15.3%)、「検討中」40 カ所(36%)、「不可能」53 カ所(47.7%)、「無」1 カ所(0.9%)であった（表 A7）。

2-5. 自治体内の児童相談所と関係機関との協議状況

警察と比較すると、児童相談所と家庭裁判所、弁護士会との協議はまだ不十分といわざるを得ない。

(1) 警察

回答のあった児童相談所は全体の 28%程度に過ぎないが、警察との協議が既にできている項目を見ると、「送致の手順等」58.2%、「一時保護」57.1%、「調査時の児童福祉司の立会」44.6%、「調査の時間」40%と高く、逆に「送致基準」33.3%、「マスコミ対応にかかる情報共有」25.9%、「付添人弁護士の教示」21.8%と低くなっている（表 A8）。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所との協議事項は、「児童相談所から家庭裁判所への身柄の移送」が中心であるが、その割合はまだ 32.1%にすぎない（表 A8）。

(3) 弁護士会

弁護士会との協議事項は、警察よりは少なく家庭裁判所よりも多いが、その割合は「付添人弁護士派遣」21.8%、「子ども保護者への教示」18.9%、「面会時の児童福祉司等立ち会い」18.5%にとどまっている（表 A8）。

3. ケース票

3-1. 送致種別と送致の根拠

送致種別について回答のあった 295 件のうち、「書類送致」258 件(87.5%)、「身柄送致」20 件(6.8%)、「身柄通告後送致」17 件(5.8%)であった（表 B1）。

また送致の根拠について回答のあった 295 件のうち、「少年法第 6 条の 6 第 1 項第 1 号」59 件(20%)、「少年法第 6 条の 6 第 1 項第 2 号」236 件(80%)であった(表 B3)。

3-2. 事件発生から送致までの期間

回答のあった 290 件のうち、「事件発生から送致までの期間」は最大値 491 日、最小値 1 日で、平均 68.52 日であった。

その中で身柄通告後送致のケースは 22 件であるが、「事件発生から通告までの期間」は、最大値 117 日、最小値 1 日で、平均 15.82 日であり、また「通告から送致までの期間」は、最大値 86 日、最小値 1 日で、平均 19 日であった(表 B2)。

3-3. 事件名

事件名について複数回答で尋ねたところ、最も多かったのが「窃盗」120 件(42.1%)、次いで「傷害」37 件(13%)であった。これ以外は多い順に「往来危険」20 件(7%)、「強制わいせつ」19 件(6.7%)「暴力行為」14 件(4.9%)、「非現住建造物等放火」11 件(3.9%)、「現住建造物放火」10 件(3.5%)、「公務執行妨害・傷害」5 件(1.8%)、「強姦未遂」2 件(0.7%)、「強盗致傷」4 件(1.4%)、「強盗」1 件(0.4%)、「強姦」1 件(0.4%)であった(表 B4)。

3-4. 共犯の有無

全事例の半数を超える 167 件(57.4%)が共犯「有」であった(表 B5)。

3-5. 警察の処遇意見

回答のあった 292 件の中で、「家庭裁判所送致」119 件(40.8%)、「児童福祉司指導」68 件(23.3%)、「児童自立支援施設入所」59 件(20.2%)、「少年院送致」34 件(11.6%)、「その他」12 件(4.1%)であった(表 B6)。

3-6. 子どもの状況

(1) 性別

男児が 250 件(84.7%)、女児が 45 件(15.3%)であった(表 B7)。

(2) 事件発生時の年齢

13 歳が 208 件(70.7%)と圧倒的に多く、12 歳で 29 件(9.9%)と急激に減少し、11 歳以下は極めて少ない(表 B8)。

(3) 発達障害

102 件(56.4%)では、特に発達障害の兆候は見られなかった。また 27 件(14.9%)では、発達障害の有無は確認できなかった。

診断名がついているのは、「ADHD」18 件(9.9%)、「広汎性発達障害・自閉症」13 件(7.2%)、「アスペルガー症候群」7 件(3.9%)、「学習障害(LD)」6 件(3.3%)、「高機能自閉症」3 件(1.7%)であった。また診断はついていないが、「発達障害の疑いあり」は 6 件(3.3%)であった(表 B9)。

(4) 知的障害

全体の 8 割を超える 173 件(84%)で、知的障害はなかった。また「不明」14 件(6.8%)であった。

知的障害があると確認されている場合、「手帳所持ないが知的障害あり」16 件(7.8%)、「療育手帳 B」3 件(1.5%)であった(表 B10)。

(5) 虐待経験および主たる虐待者

「無」は 162 件(68.6%)、「有」が 74 (31.4%) であった。虐待者で最も多かったのは「実母」38 件(16.1%)で、次いで「実父」22 件(9.3%)、「養継父」7 件(3%)、「その他の親類」4 件(1.7%)、「祖父母」2 件(0.8%)、「養継母」1 件(0.4%)であった(表 B11)。

(6) 過去における児童相談所との関わり

過去における児童相談所の関わりは、「有」138 件(48.1%)、「無」149 件(51.9%)であった(表 B12)。

(7) 同居している保護者の状況

「両親(養継父母含む)」137 件(48.2%)、「母のみ(養継母含む)」93 件(32.7%)、「父のみ(養継父含む)」18 件(6.3%)、「その他の親族」15 件(5.3%)、「実母と内夫(不定期に出入りしている場合を含む)」10 件(3.5%)、「実父と内妻(不定期に出入りしている場合を含む)」3 件(1.1%)、「その他親族以外の者」8 件(2.8%)であった(表 B13)。

3-7. 一時保護について

(1) 一時保護の有無

294 件の回答のうち、一時保護「有」は 89 件(30.3%)であった(表 B14)。

(2) 一時保護の期間

「一時保護期間」は、最大値 102 日、最小値 1 日で、平均 24.89 日であった(表 B15)。

(3) 一時保護の場所

一時保護の場所について、88 件(98.9%)が「児相一時保護所」を選択していた。また「児童福祉施設へ一時保護委託」1 件(1.1%)、「警察へ一時保護委託」3 件(3.4%)があった。なお、「児相一時保護所」と「警察へ一時保護委託」の重複ケースが 2 件あった(表 B16)。

参考までに「児童養護施設へ一時保護委託」された 1 件の事件名は「現住建築物放火」であり、また「警察へ一時保護委託」された 3 件の事件名は「窃盗」1 件、「強盗致傷」2 件であった。

(4) 個室使用の有無

回答のあった 88 件のうち、32 件(36.4%)で個室を使用していた(表 B17)。

(5) 居室への施錠の有無

回答のあった 87 件すべてにおいて、居室(個室を含む)への施錠はなかった(表 B18)。

3-8. 一時保護中の警察調査

(1) 調査の有無と調査場所・担当者

回答のあった 90 件のうち、「有」と回答したのは 25 件(27.8%)であった。

調査の場所としては「一時保護所」12 件(60%)、「警察署」9 件(45%)であった。

また、調査担当者は「警察官(少年法第 6 条の 2)」22 件(95.7%)、「警察職員(少年法 第 6 条の 2 第 3 項)」3 件(13%)であった(表 B19、20、21)。

(2) 調査の期間、時間

「調査期間」は、最大値 41 日、最小値 1 日で、平均 10.54 日であった。また「調査実日数」は、最大値 25 日、最小値 1 日で、平均 6.39 日であった。

「調査のべ時間」は、最大値 47 時間、最小値 1 時間で、平均 15.92 時間であった。「調査 1 回あたりの最長時間」は、最大値 9 時間、最小値 1 時間で、平均 3.95 時間であった。

平均を見てみると、2 週間程度にわたって、2 日に一度調査が行われ、1 回あたり 4 時間程度の調査が行われていることになる(表 B22)。

(3) 児童福祉司等の立会

児童福祉司の立会については、「ほぼ始終立会い」20 件(80%)、「児相判断で必要時のみ」1 件(4%)、「児相判断で行わなかった」3 件(12%)、「その他」1 件(4%)であった(表 B23)。

(4) 付添人弁護士

回答のあった 27 件のうち、付添人弁護士(少年法第 6 条の 3)が選任されたケースは 9 件あり、内訳は「保護者が希望」5 件(18.5%)、「子どもが希望」3 件(11.1%)、「その他」1 件(3.7%)であった。なお 18 件(66.7%)では、付添人弁護士が選任されていなかった。

また回答のあった 21 件で、付添人弁護士選任に関する児童相談所の教示については、「有」10 件(47.6%)、「無」11 件(52.4%)であった。

回答のあった 16 件で、付添人弁護士が一時保護所入所中に面会したのは 6 件(37.5%)であった。また付添人弁護士が面会する際の児童福祉司の立会は、「有」5 件(50%)であった(表 B24、25、26、27)。

3-9. 一時保護所における特別体制

一時保護所における特別体制は、回答のあった 96 件のうち、「有」14 件(14.6%)、「無」82 件(85.4%)であった。その内容を見てみると、子どもの無断外出、自傷、他児への加害、マスコミからのプライバシー保護などへの対応として行われていた(表 B28)。

3-10. 児童相談所が行った診断・検査・調査等について

(1) 行動観察・評価等

「行動観察・評価等」について「実施した」102件(68.2%)、「実施していない」35件(31.8%)であるが、一時保護したのは89件(表B14)なので、「実施した」という102件(68.2%)には、一時保護にもとづく「行動観察」はしていないが、なんらかの形で「評価等」を行ったケースが含まれていることを示している(表B29)。

(2) 知能検査

実施された知能検査の種類として、最も多かったのが「WISC-Ⅲ」141件(57.8%)で半数を超えていた。次いで「田中ビネー式」28件(11.5%)、「鈴木ビネー式」5件(2%)、「その他の知能検査」4件(1.6%)であった。また知能検査を「実施していない」のは66件(27%)で、3割弱を占めている(表B30)。

(3) 心理検査

実施された心理検査は、多い順に「描画検査」117件(49.2%)、「PFスタディ」85件(35.7%)、「SCT(文章完成法)」81件(34%)、「DEL(非行性尺等検査)」37件(15.5%)、「ロールシャッハテスト」24件(10.1%)、「エゴグラム」19件(8%)、「その他」21件(8.8%)であった。その他の内容としては、上記の組み合わせと共に、FDT親子関係テスト、バウムテスト、ベンダーゲシュタルトテスト、HTPテスト等の記述が多かった。なお「実施していない」は72件(30.3%)であった(表B31)。

(4) 医学的診断等

医学的診断については、「実施していない」が171件(72.8%)であった。

実施している場合、「児童精神科医が実施」が45件(19.1%)、「小児神経科医が実施」が1件(0.4%)、「その他の科目の医師が実施」が18件(7.7%)であった(表B32)。

(5) 社会調査

家族・親族調査、および学校調査については、それぞれ9割を超える261件(94.9%)、253件(93.4%)で実施されていた。またその他の調査を「実施した」のは39件(23.9%)であり、その内容としては他機関からの聞き取りが多かった(表B33、34、35)。

3-11. 家庭裁判所送致と援助方針

(1) 家庭裁判所送致の有無と送致根拠

回答のあった290件のうち、家庭裁判所送致は「有」101件(34.8%)、「無」178件(61.4%)、「未決定」11件(3.8%)であった。

また回答のあった101件の送致の根拠は、「児福法第27条第1項第4号」88件(87.1%)、「少年法第6条の7第1項」5件(5%)、「両法を併記」8件(7.9%)であった(表B36、37)。

(2) 家庭裁判所送致に伴う児童相談所の処遇意見

家庭裁判所送致に伴う児童相談所の処遇意見に関しては、101 件の回答があったが、その内容は「児童自立支援施設送致」52 件(51.5%)、「少年院送致」12 件(11.9%)、「児童養護施設入所」1 件(1%)、「その他」36 件(35.6%)であった(表 B38)。

(3) 観護措置の有無と期間

回答のあった 96 件の中で、観護措置の有無は、「有」71 件(74%)、「無」25 件(26%)であった。また回答のあった 69 件で、観護措置が「有」の場合の鑑別所収容期間は、最大値 92 日、最小値 14 日で、平均 28.45 日であった(表 B39、40)。

(4) 家庭裁判所の審判結果

回答のあった 100 件で、家庭裁判所の審判結果は、「児童自立支援施設送致」43 件(43%)が最も多く、次いで「少年院送致」16 件(16%)、「保護観察」14 件(14%)、「児童相談所長送致」10 件(10%)となっていた。なお「不処分」は 1 件(1%)、「審判中」5 件(5%)、「試験観察中」10 件(10%)、「その他」1 件(1%)であった。参考までにその他の 1 件は、家庭裁判所で調査中とのことであった(表 B41)。

(5) 「児童相談所長送致」の場合の援助方針

家庭裁判所が調査の結果、児童福祉法上の措置を相当と認め、事件を児童相談所長に送致した場合の援助方針は、回答のあった 16 件を見ると「児童福祉司指導」10 件(62.5%)、「児童自立支援施設入所」5 件(31.3%)、「未決定」1 件(6.3%)であった(表 B42)。

(6) 送致していない場合の児童相談所の援助方針

家庭裁判所に送致しなかった場合の児童相談所の援助方針は、回答のあった 177 件につき、「児童福祉司指導」65 件(36.7%)、「助言終了」41 件(23.2%)、「継続指導」28 件(15.8%)、「児童自立支援施設入所」17 件(9.6%)、「児童養護施設入所」1 件(0.6%)、「未決定」4 件(2.3%)となっていた(表 B43)。

4. 統計解析

4-1. 機関の状況

(1) 入所率と平均在所日数、個室の有無の関係

一時保護所の入所率による平均在所日数への影響を調べたところ、入所率が高い一時保護所において、軒並み平均在所日数が高くなる傾向があった。特に入所率 80% 以下では 30 日未満が圧倒的に多いのに対し、80% 以上を超える場合には、逆に 30 日以上ケースが圧倒的に多い(表 C1)。また、入所率と平均在所日数の相関係数は 0.492 と高い値を示した(表 C2)。加えて、政令指定都市、中核市で軒並み 30 日以上ケースの割合が高かった(表 C3)。入所率と触法少年送致対応のための個室の有無との関係を見てみると、入所率 80% 以下では「無」が 7 割以上を占めているのに対して、入所率 80% 以上では「無」が半数以下に留まり、3 割以上の一時保護所で「有」となっていた(表 C4)。

(2) 自治体内の関係機関との協議状況と非行相談件数等の関係

自治体内の関係機関との協議状況と「非行相談件数の実績」「警察からの送致件数」との関係を見ると、「警察からの送致件数」よりも、「非行相談件数の実績」との関連が高いことがわかった（表 C5）。

4-2. 事例票

(1) 警察からの送致の根拠と送致種別

送致の根拠と送致種別の関係を見ると、2号送致では「書類送致」が91.1%と非常に多いが、1号送致でも72.9%とかなりの割合を占める。逆に「身柄送致」「身柄通告後送致」が1号送致では27.2%と多いが、2号送致でも8.9%もあることがわかった（表 C6）。

(2) 事件名と送致の根拠、警察の処遇意見

事件名ごとの送致の根拠の違いを見てみると、1号送致が過半数を占めていたのは「非現住建造物等放火」「現住建造物放火」「往来危険」「強盗」「強盗致傷」「強姦」であった。逆に2号送致が過半数を占めていたのは「傷害」「窃盗」「暴力行為」「公務執行妨害・傷害」「強制わいせつ」「その他」であった。なお「強姦未遂」は1号送致、2号送致それぞれ1件ずつであった（表 C7）。

警察の処遇意見として「家裁送致」が半数を占めるのは、「傷害」「暴力行為」「強姦未遂」「公務執行妨害・傷害」「強盗」であった（表 C8）。「家裁送致」と年齢との関係を明らかにするため、1号送致の割合が高く「家裁送致」の割合が低い放火事例についての警察の処遇意見を見ると、13歳では66.7%が「家裁送致」であるのに対して、特に10歳未満では児童福祉司指導が72.7%を占めており、年齢が大きく考慮されていることがわかった（表 C9）。

(3) 事件名と年齢、性別、発達障害

事件名と年齢との関係を見たところ、13歳未満で過半数を占めていたのは、「非現住建造物等放火」「現住建造物放火」「往来危険」であった。その他の項目は「強姦未遂」を除き、13歳が過半数を占めていた（表 C10）。性別との関係では女の子の方が「傷害」にわずかに集中しており、1割ほど高かった（表 C11）。

なお、事件名に関係なく性別と事件発生時の年齢の関係を調べてみたところ、特に統計的有意は得られなかった（表 C12）。

発達障害との関係では、「無」以外はケース数としては少なく、分散してしまっているため、統計的な検討は難しい。発達障害が認められるケースでは、「往来危険」「強制わいせつ」の割合が比較的多かった（表 C13）。

(4) 送致の根拠と一時保護、行動観察・評価

警察からの送致の根拠の違いによる一時保護の有無の変化を調べたところ、2号送致と比較して1号送致では一時保護「有」の割合が2割程度高かった（表 C14）。

(5) 一時保護中の警察調査と送致種別、付添人弁護士の一時的保護中の面会

一時保護中に警察調査があったケースについて、送致種別を見ると、身柄送致、身柄通告後送致が多かった（表 C15）。一時保護中の警察調査があったうち、付添人弁護士が一時保護中に面会したケースは 6 件であった（表 C16）。

(6) 警察の処遇意見、児童相談所の処遇意見、家庭裁判所の審判結果との関連

（表 B36）によれば、児童相談所から家庭裁判所に送致されたのは 101 件（34.8%）であったが、これと警察の児童相談所への送致根拠との関連を見ると、1 号送致が 25 件（43.9%）、2 号送致が 76 件（32.6%）であって（表 C17）、警察が原則送致事件として 1 号送致したケースのなかで、児童相談所が家庭裁判所に送致したのは半数以下であることがわかった。

また児童相談所の家庭裁判所送致と警察の処遇意見との関連を見ると、警察の処遇意見が家庭裁判所送致の場合に児童相談所が家庭裁判所送致を決定したのが 52 件（46%）、警察の処遇意見が少年院送致の場合に児童相談所が家庭裁判所送致を決定したのが 22 件（68.8%）、警察の処遇意見が児童自立支援施設送致の場合に児童相談所が家庭裁判所送致を決定したのが 18 件（33.3%）であって、警察の処遇意見が少年院送致の場合、児童相談所が家庭裁判所送致を決定する割合の高いことがわかった（表 C18）。

さらに警察の処遇意見と児童相談所の処遇意見との関連を見ると、警察の処遇意見が家庭裁判所送致の場合には児童相談所の処遇意見は児童自立支援施設送致が選択される割合が高く（32 件、61.6%）、警察の処遇意見が少年院送致の場合に児童相談所が少年院送致の処遇意見を選択する割合は 5 件（22.7%）と低く、警察の処遇意見が児童自立支援施設送致の場合に児童相談所が児童自立支援施設送致の処遇意見を選択する割合は 9 件（50%）と高いことがわかった。また児童相談所の家庭裁判所送致にともなう処遇意見の半数は、児童自立支援施設送致であって（50 件、50.5%）、少年院送致の割合は 12 件（12.1%）にすぎないことがわかった（表 C23）。事件発生時の年齢と家裁送致の有無との関係を調べてみると、年齢が低いほど家裁送致が行われない傾向が示されたため、児童相談所では警察以上に子どもの年齢や成長段階について配慮していることがわかった（表 C21）。

なお、警察から 1 号送致される割合の高い放火事例においても、同様に年齢が低い場合、家裁送致がなされない傾向が強かった（表 C22）。

(7) 家裁審判結果と児童相談所の処遇意見、事件発生時の年齢

家庭裁判所審判結果と家庭裁判所送致に伴う児童相談所の処遇意見を見てみると、最も一致率の高かったのは「児童自立支援施設送致」52.94%、「少年院送致」50%であった。なお、家庭裁判所送致に伴う児童相談所の処遇意見として「少年院送致」が選択されたケースのうち、41.67%が「児童自立支援施設送致」となっていた（表 C26）。

家庭裁判所審判結果と事件発生時の年齢との関係を調べてみると、10 歳未満では全てのケースで「児童相談所長送致」となっていた。一方、10 歳以上では半数程度が「児童自立支援施設送致」となっており、かつ「少年院送致」は 10 歳以上 13 歳未満では 8.3%、13 歳では 17.6%であった。また、13 歳では「保護観察」が 16.5%であった（表 C27）。

IV. 考察

1. はじめに

触法少年をめぐる 2007(平成 19)年改正少年法の要点は、(1)警察に対する調査権限および送致権限の付与、(2)児童相談所に対する重大事件の家庭裁判所への原則送致の義務化、(3)少年院収容年齢の概ね 12 歳以上への引き下げなどであるが、以下のような問題を孕んでいた。

第一に(1)に関して、①触法少年に対する事情聴取はあくまで任意調査しか許されておらず、警察は児童相談所の一時保護によって身柄を確保せざるを得ないため、逃走と罪証隠滅の防止という見地から一時保護所の脆弱性が危惧された。②警察の調査手続と児童相談所の調査手続が競合した場合にどのように調整するか、さらに警察の一時保護所における調査のあり方と児童相談所の役割はいかにあるべきか、十分に検討されないまま関係機関の協議に委ねられた。③警察の調査に関して弁護士付添人を選任する権限が少年と保護者に付与されたが、警察の調査手続に関して選任された弁護士付添人の権限は児童相談所の調査手続にどこまで及ぶのか、改正少年法上は明確ではないため、検討課題として残された。

第二に(2)に関して、改正少年法は形式的には児童相談所先議の原則を維持しているが、重大な触法事件の家庭裁判所への原則送致の義務化は、児童相談所先議の原則を実質的に形骸化させ、児童福祉優先の理念を大きく後退させるのではないかと危惧された。

しかし少年法 6 条の 6 但書は原則送致の例外を認めているうえ、児童相談所の合理的な裁量にもとづく家庭裁判所への送致を認める児童福祉法 27 条 1 項 4 号は改正されていない以上、そのような危惧は杞憂ではないかとの期待も示されていた。

第三に(3)に関して、厚生労働省は選択肢の拡大という視点から理解を示したが、厳罰化の見地から警察の児童相談所への送致にともなう処遇意見、児童相談所の家庭裁判所送致に際しての処遇意見、家庭裁判所の保護処分において、少年院送致が拡大するのではないかと危惧された。

以下、この 3 点を中心に考察する。

2. 児童相談所(一時保護所)の体制

(表 A1)に示されているように、児童相談所の非行対応の体制はきわめて不十分である。専任組織又は専任担当者はおろか、兼任組織又は兼任担当者もない児童相談所が 168(85.7%)という数字は、児童虐待への対応に忙殺される現状を如実に示しているが、早急な是正が不可欠であることは否定できない。

次に(表 A3)から(表 A7)にかけて一時保護の状況が示されているが、一時保護所に個室がある児童相談所は 22(18.6%)にすぎず、検討中 14(11.9%)を含めても全体の 3分の1程度にすぎない(表 A4)。

財政のきびしい制約があるとはいえ、虐待された子どもも含めて混合収容の弊害は言うまでもなく、一時保護所の個室化は不可避な課題というべきである。

また個室の施錠を見ると、施錠が可能な児童相談所は 7(14.6%)にすぎない。これは逃走防止などの見地から一時保護所の脆弱性を問題にした警察の危惧を裏付ける数字ではあるが、児童相談所の児童福祉優先の理念に照らすと、逆に評価されてよい数字とも言える。

これに関連して施錠を検討中という児童相談所のコメントを見ると(表 A6)、検討されているのは外窓、および個室の内側からの施錠であって、個室の外側から施錠して身柄を拘束することには消極的であることがわかる。

このような児童相談所の児童福祉を最優先する姿勢は、きわめて高く評価されるべきであるが、重大な触法事件に緊急対応する特別体制のあり方に苦慮するコメントもある(表 A7)。

なお一時保護の状況に関しては、(表 B14)から(表 B18)、(表 B28)に示されている。

3. 関係機関の協議と連携

(表 A8)によれば、児童相談所の関係機関との協議は十分ではないと言わざるを得ない。

少年法改正が法務省と最高裁判所の主導で行われ、児童相談所の意見が十分に反映されない少年法改正であったことは疑問の余地がない以上、少年法の施行後は警察、家庭裁判所、児童相談所の協議が必要不可欠のはずであるが、現状はきわめて憂うべき状況にあると言わざるを得ない。

(表 A8)のような課題に関して、早急に厚生労働省が警察庁、最高裁判所、日本弁護士連合会などに呼びかけ、関係機関が協議を重ね連携のあり方についてコンセンサスを得るべきであろう。

4. 警察の児童相談所への送致と処遇意見

(表 B1)によれば、書類送致が 258 件(87.5%)と圧倒的であり、身柄送致は身柄通告後送致を含めても 37 件(12.6%)ときわめて少ない。

また(表 B3)によれば、送致の根拠条文(少年法 6 条の 6)は 1 号がわずか 59 件(20%)にすぎず、大部分は警察の判断にもとづく 2 号送致である(236 件、80%)。1 号送致の罪名は、当然のことながら殺人(未遂)、強盗、強姦、放火など「凶悪犯」が多いが、電汽車往來危険転覆も目立つ。この放火には「弄火」、往來危険には「線路への置き石」といったケースも少なくないが、これが触法事件の特徴であろう。

なお少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号は、少年法 22 条の 2 第 1 項の 1 号(故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪)と 2 号(死刑又は無期懲役若しくは短期 2 年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪)に大別されるが、例えば傷害、窃盗、器物損壊、強制

わいせつ、重過失致死などは少年法 22 条の 2 第 1 項 1 号、2 号のいずれにも該当せず、少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号では送致できないにもかかわらず、6 条の 6 第 1 項 1 号を送致の根拠にしている事例が少なくなかった。

送致は関係機関の正式な引き継ぎであり、通告は関係機関の職権の発動を促すにすぎないという理解からすれば、警察が通告ではなく 2 号送致を拡大しようとする動機は理解できないわけではないが、児童相談所の見地からすれば形式的な事件名ではなく、あくまで実質的な要保護性が問題なのであって、送致基準について警察と児童相談所の協議が求められる。

なお警察の児童相談所への送致に関する処遇意見を見ると(表 B6)、2 号送致が圧倒的であるにもかかわらず、家庭裁判所送致が 119 件(40.8%)であり、これに児童自立支援施設送致 59 件(20.2%)、少年院送致 34 件(11.6%)を含めると 70%以上に及ぶのであって、警察の厳罰化傾向が示唆される。

5. 児童相談所の調査

警察から送致を受けた児童相談所は、(表 B29)から(表 B35)にかけて示されているように、大部分のケースに関して行動観察、知能検査、心理検査を実施しているが、医学的診断は必ずしも十分とは言えない。

通常の事件では医学的診断まで必要としないことが多いうえ、児童精神科又は児童神経科の医師が十分に存在しない現状において、実施していない 171 件(72.8%)という数字はやむをえないといわざるを得ないが、後述するような処遇困難なケースに対応するためにも、児童相談所における医学的体制の拡充が求められるとすべきである。

6. 処遇困難な事例への対応

(表 B9)から(表 B18)を見ると、発達障害、知的障害、被虐待など処遇困難な子どもがかなりの割合を占めていることがわかる。

児童相談所は増大する虐待対応に忙殺されているが、触法事件のなかにもこのように処遇困難なケースが拡大しつつあるのであって、児童相談所全体の体制整備と専門性の向上が問われていると言わねばならない。

7. 一時保護中の警察の調査

(表 B19)から(表 B23)にかけて、一時保護中における警察の調査の実態と児童相談所の対応が示されている。

前述したように警察に調査権限が付与されたとはいえ、身柄確保の強制的な権限は付与されていないため、警察はまず児童相談所への身柄付き通告にもとづき、児童相談所に一時保護を求め、一時保護所における調査を継続したうえで、児童相談所に送致することになるが、(表 B19)によれば、一時保護中における警察の調査は 25 件(27.8%)にすぎず、予想以上に少なかったという印象である。

一時保護中の警察調査も一時保護所が大部分であり(表 B20)、調査担当者も警察官が圧倒的であり(表 B21)、平均値を見るかぎり、調査延べ時間、調査期間、調査実

日数は長期とはいえませんが、調査延べ時間の最大値 47 時間、調査 1 回あたりの最大値 9 時間は、子どもの福祉・情緒の安定の見地から是正が求められる。

児童福祉司の警察調査への立会いは 21 件と少なかったとはいえ、「ほぼ終始立会い」が 80%という高い数字は特筆すべきことである(表 B23)。

前述したように、警察は身柄の確保を児童相談所の一時保護に委ねざるを得ない以上、一時保護中における警察の調査は児童相談所の統制下におかれることになる。

その意味で一時保護中の警察調査に児童福祉司が立ち会うことは当然なのであるが、ともすると児童相談所は警察に遠慮し警察の風下に立つことがないとはいえ現状で、立ち会いを実現したこの数字は重要である。

8. 弁護士付添人の選任と児童相談所

(表 B24)から(表 B27)にかけて、警察の調査手続に関して選任された弁護士付添人の状況が示されている。

この弁護士付添人制度は少年法改正の修正案として国会で追加されたものであるが、弁護士付添人の選任率は(表 B24)を見るかぎり、わずか 8 件(29.6%)ときわめて低調である。

子どもと保護者の権利意識の不十分さにその理由を求めることは容易であるが、(表 B25)を見ると、児童相談所の教示の不十分さにも原因があるといえる。

また(表 B26)を見ると、一時保護中の少年に面会した弁護士付添人は 6 件(37.5%)、逆に面会しなかった弁護士付添人は 10 件(62.5%)で、選任された弁護士付添人の件数が現状では圧倒的に少ないうえに、選任されたにもかかわらず面会しなかった弁護士付添人も少なくなく、弁護士付添人の意識にも問題がありそうである。

なお前述したように、警察の調査手続に関して選任された弁護士付添人の権限が児童相談所の調査手続にどのように及ぶかは改正少年法上も明確ではない。

児童相談所からすればそれはあくまで警察の調査手続に関して選任された弁護士付添人である以上、児童相談所の調査手続にその権限は及ばないということになるが、弁護士会の多くは警察の調査手続に関して選任された弁護士付添人の権限は児童相談所の調査手続にも及ぶだけでなく、弁護人に保障された被告人との秘密接見の権限(憲法 34 条)が児童相談所の調査手続における弁護士付添人にも認められると主張し、児童相談所と見解が対立している。

この対立は弁護士会と児童相談所の協議によって容易に解決できる問題ではないが、対立が継続することは子どもの最善の利益に反すると思われるので、双方の誠実な協議によって妥協点を探るべきであろう。

なお、一時保護中の弁護士付添人の面会に対する児童福祉司の立ち会いは有 5 件、無 5 件であった。

9. 児童相談所の家庭裁判所送致

まず少年法改正によって導入された 6 条の 6 と 6 条の 7 についてふり返っておくと、警察に児童相談所への送致権限を付与した 6 条の 6 第 1 項は、前述したように

送致の対象を 1 号(重大事件)と 2 号(それ以外の事件)に大別したうえで、さらに 6 条の 6 第 1 項 1 号の重大事件について、①故意の死亡事件(22 条の 2 第 1 項 1 号)と ②それ以外の重大事件(22 条の 2 第 1 項 2 号)に類型化し、それを受けて児童相談所に家庭裁判所への原則送致を義務づけた 6 条の 7 第 1 項は、その対象を 6 条の 6 第 1 項 1 号の重大事件(①②)に限定した。

以上を前提に(表 B3)を見ると、少年法 6 条の 6 第 1 項にもとづく送致は 1 号事件が 59 件(20%)、2 号事件が 236 件(80%)、合計 295 件であって、圧倒的に 2 号事件(1 号事件以外の家庭裁判所の審判に付することが適当であると警察が判断した事件)が多い。

これに対して(表 B36)を見ると、児童相談所が家庭裁判所に送致した事件は 101 件(34.8%)であり、警察からの送致事件全体の 3 分の 1 程度にすぎない。

児童相談所は児童福祉優生の原則にもとづき、家庭裁判所への送致に慎重な施設を示していることがわかる。

次に児童相談所が家庭裁判所に送致した 101 件の内訳を見ると、(表 C17)によれば、警察の 6 条の 6 第 1 項 1 号にもとづく送致事件に対して 25 件(43.9%)、警察の 6 条の 6 第 1 項 2 号にもとづく送致事件に対して 76 件(32.6%)しか送致されていない。

これは児童相談所が事件の軽重だけでなく要保護性を総合考慮のうえ、1 号事件であっても家庭裁判所に送致せず、2 号事件であっても必要に応じて家庭裁判所に送致するという合理的な選別を行っていることの証左である。

その意味で少年法改正後も、児童相談所先議の原則は形式的にも実質的にも堅持され、児童福祉優先の理念は後退していないと評価できる。

最後に児童相談所の家庭裁判所への送致根拠を確認すると、(表 B37)によれば、児童福祉法 27 条 1 項 4 号が 88 件(87.1%)、少年法 6 条の 7 第 1 項が 5 件(5%)、両法併記が 8 件(7.9%)であって、圧倒的に児童福祉法 27 条 1 項 4 号が多い。

児童相談所が家庭裁判所へ送致した 101 件のなかで、少年法 6 条の 6 第 1 項の 1 号事件と 2 号事件の比率が前記のとおり 25:76 であり(表 C17)、その 2 号事件の送致根拠は児童福祉法 27 条 1 項 4 号にもとづく児童相談所の合理的裁量である以上、送致の根拠条文として児童福祉法 27 条 1 項 4 号が圧倒的に多いのはむしろ当然である。

しかし少年法 6 条の 7 第 1 項にもとづく家庭裁判所への原則送致は、少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号の重大事件に限定されているので、少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号で警察から送致された事件(59 件、表 B3)のなかで、児童相談所が家庭裁判所に送致した事件(25 件、表 C17)がどのような法的根拠によって送致されたか、それを分析することは少年法改正が児童相談所に及ぼした効果を考えるうえで重要な論点になる。

そこでまずこの 25 件(表 C17)について、送致根拠の内訳と罪名を確認すると、以下のとおりである。

(1) 児童福祉法 27 条 1 項 4 号で送致した事件：17 件

A B C D：非現住建造物等放火、E：現住建造物等放火未遂、

F G：現住建造物放火、H：殺人未遂、I J：強盗致傷、K L M：窃盗、N：強姦、

O：非現住建造物放火、窃盗、P：強制わいせつ、Q：往来危険

(2) 少年法 6 条の 7 第 1 項で送致した事件：2 件

R：殺人未遂、S：強盗致傷

(3) 両法併記で送致した事件：6 件

T：現住建造物放火、U：傷害、強盗、暴力行為、

V W X：窃盗、強盗未遂、窃盗未遂、Y：強姦未遂

しかし(1)のK L M Pは少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号の重大事件に該当しないので、分析の対象からは除外しなければならない。

したがって(1)は 13 件、(2)は 2 件、(3)は 6 件になる。

なお(表 B37)によれば、上記(2)の少年法 6 条の 7 第 1 項で送致された事件は 5 件、上記(3)の両法併記で送致された事件は 8 件と記載され、上記(2)(3)とも乖離しているので、(表 B37)についてその内容を確認すると、前者の 5 件には少年法 6 条の 6 第 1 項 2 号で警察から送致された 3 件、後者の 8 件にも警察から少年法 6 条の 6 第 1 項 2 号で送致された 2 件、合計 5 件が混入していた。

結局以上によれば、児童相談所が少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号の原則送致事件について、児童福祉法 27 条 1 項 4 号を根拠に家庭裁判所へ送致した件数は 13 件、少年法 6 条の 7 第 1 項を根拠として家庭裁判所に送致した件数が 2 件、両法を併記して送致した件数が 6 件ということになる。

	表 B37	表 C17	2 号除外
(1) 児童福祉法 27 条 1 項 4 号で送致した事件	88	17	13
(2) 少年法 6 条の 7 第 1 項で送致した事件	5	2	2
(3) 両法併記で送致した事件	8	6	6

※「表 C17」の列については、警察から 1 号送致を受けて家裁送致となった 25 件のみについて記載

※「2 号除外」の列は、「表 C17」の列の 25 件の内訳から、警察から 2 号送致されていた件数を除外した件数を記載

そこでまず送致根拠の枠組みを理論的に検討すると、少年法 6 条の 7 第 1 項本文は児童相談所に家庭裁判所への原則送致を義務づけているので、それにもとづき家庭裁判所に原則送致するのであれば、根拠条文は少年法 6 条の 7 第 1 項ということになりそうである(I 説)。

しかし少年法 6 条の 7 第 1 項は、6 条の 6 第 1 項 1 号で警察から送致された事件について、「児童福祉法 27 条 1 項 4 号の措置をとらなければならない」と規定してい

るので、原則送致する場合の根拠条文としては少年法 6 条の 7 第 1 項だけでなく、それに児童福祉法 27 条 1 項 4 号を併記すべきなのかも知れない(Ⅱ説)。

或いは少年法 6 条の 7 第 1 項が原則送致を児童相談所に義務づけているとしても、児童相談所の家庭裁判所への送致権限は児童福祉法 27 条 1 項 4 号だとすれば、送致根拠は児童福祉法 27 条 1 項 4 号だけということも考えられる(Ⅲ説)。

しかし少年法改正によって 6 条の 7 が導入されたとしても児童福祉法は改正されず、少年法 6 条の 7 を受けた送致義務の規定(例えば児童福祉法 27 条の 2)が児童福祉法に挿入されていない以上、児童相談所は少年法 6 条の 7 第 1 項に縛られず、これまでどおり児童福祉法 27 条 1 項 4 号にもとづき、その合理的裁量によって家庭裁判所に送致すべきか否かを決定すればよいともいえる。この場合の根拠条文も児童福祉法 27 条 1 項 4 号だけである(Ⅳ説)。

逆に少年法 6 条の 7 第 1 項の義務化を認めたくて、事件の軽重だけでなく要保護性を考慮すると原則送致事件の例外と判断せざるを得ないが、児童相談所での処遇よりも家庭裁判所送致が適切であると判断した場合、児童相談所は児童福祉法 27 条 1 項 4 号によって送致できるという理解もあり得る。この場合の根拠条文も児童福祉法 27 条 1 項 4 号である(Ⅴ説)。

この理論的枠組みをふまえて、警察が少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号にもとづき送致した事件に関して、児童相談所が家庭裁判所に送致した 21 件の送致根拠の意味を検討すると、児童相談所が家庭裁判所に少年法 6 条の 7 第 1 項を根拠に送致した上記(2)の 2 件はⅠ説、また児童相談所が両法を根拠に家庭裁判所へ送致した上記(3)の 6 件はⅡ説で説明できる。

但し(3)の U V W X の 4 件は、1 号(強盗又は強盗未遂)と 2 号(傷害、暴力行為又は窃盗、窃盗未遂)の併合送致なので、Ⅱ説ではなく、1 号事件と 2 号事件を併せて送致するという意味で、両法が併記された可能性もある。

(1)の K L M P を除く 13 件はいずれも少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号の原則送致事件であり、しかも放火、殺人、強盗といった凶悪犯なので、少年法 6 条の 7 第 1 項が送致根拠に選択されても不思議ではないが、児童相談所があえて児童福祉法 27 条 1 項 4 号を送致根拠とした理由は、Ⅲ説、Ⅳ説、Ⅴ説によって説明するしかない。しかしそのいずれであるかははっきりしない。

なお(1) Q の往来危険も原則送致事件であるが、線路への置き石程度の事件なので、Ⅳ説によって児童福祉法 27 条 1 項 4 号が選択されたのかも知れない。

いずれにせよ児童相談所が少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号にもとづき警察から送致された事件について、どのような送致基準と送致根拠にもとづき家庭裁判所に送致すべきなのか否か、少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号と 2 号の罪名を明確に峻別したうえで、警察との協議も平行しつつ、さらにデータを収集し分析する必要があると思われる。

そのことは例えば殺人未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件が少年法 6 条の 6 第 1 項 2 号で警察から送致され、児童相談所が少年法 6 条の 7 第 1 項で家庭裁判所

に送致し、少年院送致の保護処分となった事件などが存在することを考えると、警察の送致基準と送致根拠と併せて、児童相談所の送致基準と送致根拠を明確化する必要性の大きさが理解できるであろう。

10. 少年院送致

今般の少年法改正によって、少年院への送致年齢がおおむね 12 歳に引き下げられた。これにともなって児童相談所が家庭裁判所送致に際して、少年院送致の処遇意見を選択する割合がどの程度になるかが注目されたが、(表 B38)によれば、児童相談所の処遇意見は児童自立支援施設 52 件(51.5%)であるのに対して、少年院送致は 12 件(11.9%)であった。

児童相談所の処遇意見として児童自立支援施設送致が多数であることは、児童福祉優先の理念が堅持されていることを示しているが、少年院送致の割合が 10%を超えたことは、処遇の選択肢の拡大というよりは、厳罰化の傾向を反映しているのではないかととも憂慮される。

なお(表 C23)によれば、家庭裁判所が少年院送致の保護処分を選択した件数は 16 件(16%)、それと児童相談所の処遇意見との関連を見ると、少年院送致の処遇意見 6 件(50%)、児童自立支援施設送致の処遇意見 6 件(11.76%)となっている。これは家庭裁判所が児童自立支援施設という児童相談所の処遇意見に対しても、少年院送致の保護処分を選択する可能性がかなり高いことを示しているのであって、家庭裁判所の厳罰化も危惧される。

なお(表 C24)によれば、少年院送致された触法少年の年齢は、13 歳以上が 15 件、10 歳以上 13 歳未満が 1 件である。

児童相談所としては、少年院送致(処遇意見)の選択基準をさらに分析するとともに、少年院、児童自立支援施設と連携して触法少年の処遇について経験を交流し、児童福祉優先の理念に即して処遇意見のあり方を検討する必要があると思われる。

11. 少年法改正に関する児童相談所長の意見

戦後少年法(昭和 23 年)は戦前の行政機関(地方長官)先議の原則(旧少年法 28 条 2 項)を廃止し、触法少年はすべて家庭裁判所が管轄する方向に転換したが、まもなく少年法が改正され(昭和 24 年)、触法少年に関する児童相談所先議の原則(少年法 3 条 2 項但書)が導入された経過がある。

少年法改正に関する児童相談所長の意見を見ると、この児童相談所先議の原則によって担保された児童福祉優先の理念の形骸化という見地から、児童相談所の重大な触法事件に関する家庭裁判所への原則送致の義務化を憂慮する意見もあったが、少年法改正をそのような視点から批判的に考察している意見は意外と少なかった。

なおこれに関連したそれ以外の児童相談所長の意見としては、少年法改正の賛否にかかわらず、少年法を改正するのであればそれにとまなう児童相談所、とりわけ一時保護所の態勢整備(ソフトおよびハード)が必要不可欠であるという実務的な意見が圧倒的に多かった。

それ自体は十分に理解できる実務的な意見であり、その方向での抜本的な改革が急務であろう。

また少年法改正によって導入された警察の児童相談所送致(少年法 6 条の 6)と従来の児童相談所通告(児童福祉法 25 条)をどのような基準によって併存させるべきか、児童相談所送致にともなう警察の処遇意見のばらつきをどのように統一し警察と児童相談所の連携を確立するか、児童相談所として警察の調査に関して選任された付添人弁護士へどのように対応するかといった実務的な論点への言及も少なくなかった。警察、家庭裁判所、弁護士会と児童相談所の今後の協議が期待される。

V. 集計結果

1. 機関票

表A1. 非行対応の体制

	度数	%
有専任組織(非行対応のみの班・チームなどがある)	4	2.0
有専任担当者(非行のみ担当の職員がいる)	1	.5
有兼任組織(他の業務と兼務する非行担当班・チーム・係などがある)	5	2.6
有兼任担当者(他の業務と兼務する非行担当者職員がいる)	18	9.2
無	168	85.7
合計	196	100.0
欠損値	1	

表A2. 非行相談の実績(平成19年度)

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
非行相談件数の実績	197	0	82.84	50.00	6607.868	0	526
非行相談件数の実績男	196	1	55.04	34.50	3013.762	0	353
非行相談件数の実績男うち警察からの通告	194	3	30.94	17.00	1191.084	0	195
非行相談件数の実績女	196	1	27.29	17.00	783.805	0	176
非行相談件数の実績女うち警察からの通告	190	7	11.22	6.00	164.265	0	73

表A3. 平成20年12月1日現在の一時保護所入所率、平均入所日数

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
入所率	117	80	53.96	51.90	1005.554	0	135
平均在所日数	116	81	29.27	23.50	460.375	0	112

表A4. 触法送致対応のための個室の有無

	度数	%
有	22	18.6
無	82	69.5
検討中	14	11.9
合計	118	100.0
欠損値	79	

表A5. 「有」または「検討中」の場合の居室の施錠について

	度数	%
可能	7	14.6
検討中	9	18.8
不可能	32	66.7
合計	48	100.0
欠損値	149	

表A6. 「可能」および「検討中」の場合、施錠
についての条件

- 一時保護所とは別に、2階相談室を居室として、個別対応する。外側からの施錠はなし
- 外部の窓については、二重ロックとしている。しかし、内鍵については施錠できない。
- 県の5児相として、保護場所を決め個室対応予定。外に面した側は施錠可能、他は不可。
- 個室の施錠については、考えていない。基本的には職員による対応を行う
- 個室の施錠は検討していない
- 施錠可能ではあるが施錠しない。
- 室内からは施錠可。室外からは施錠不可。
- 集団処遇棟と別に、個別処遇棟(定員は男女各3名)を設置しており、個室対応が可能。
- 触法送致のために設けた個室ではないが、内鍵での施錠は可能。
- 親子訓練室(外からの施錠のみ可能)を使用
- 親子訓練室及び静養室が個室対応になるが、現在の種々雑多な保護状況を見ると個室対応児童も多く(精神疾患を伴う児童・義務教育終了後の社会不適応児童・自傷他害の虞の強い児童 etc)常に満杯状況から個室の利用も困難なこともある。

表A7. 触法送致された子どもへの個別対応
又は特別体制

	度数	%
可能な体制あり	17	15.3
検討中	40	36.0
不可能	53	47.7
無	1	.9
合計	111	100.0
欠損値	86	

可能な体制あり

- 平日の日中は一時保護所職員、児童福祉司、判定員が、夜間・休日は保護指導員が複数で対応するようにしており、また、危険物となり得る物については撤去するようにしている。
- 必要に応じて、特別体制を取ることとしている。
- 別添「重大事件を起こした触法少年の一時保護サポートシステム覚え書き」のとおり。
- 一時保護所とは別に、常時2名のローテーション体制を取る
- 保護所以外の別室で対応。他児相及び本課へ応援を要請し、24時間体制で児童に対応した。(調査期間外のケース)
- 24時間対応であるが、夜間帯は宿直員が男女フロア各1名配置のため、内1名が送致事案専従とし、他の1名で男女両フロアを担当する。緊急事案発生の際は、夜間警備員・乳児担当宿直員の応援を得る。尚、保護所職員の対応が基本であるが、担当する児相職員も状況により協力する。
- ケースによって、検討、対応
- 24時間、1週間程度の基準プログラム作成済、県5児相協力体制による対応となる。
- 一保護所での対応は困難であり、県5児相での対応を予定
- 総合療育相談センターの家族宿泊室を利用して県内の児童相談所職員に応援を求め、対応する。詳細は別途検討する。
- 職員体制は、日勤2名、夜勤1名(常勤)で対応。ただし、土日祝は日勤・夜勤ともに各1名で対応。
- 一時保護所以外のこども家庭センター職員の応援により実施
- 必要に応じて、保護所職員のみでなく他課職員を含めた職員配置が可能(24時間対応も可)
- 個室にて午前中は自習もしくは読書、午後は音楽鑑賞や読書。週に1回程体育館でスポーツを行っている。対応は、主に保護所にいる職員が行う。
- 重大事件の子どもの場合は不可能

検討中

- 一時保護所の改築を検討中
- 24時間・特別勤務体制による個別対応として検討
- 県内3つの児童相談所で、特別体制が必要であるという意見と、不必要であるという意見が分かっている。

- 児童自立支援施設を活用する方向で、対応について検討中
- 新たに設置する一時保護所に設置する予定である。職員体制については、必要に応じて、児童を保護している該当児相の職員の応援態勢の協力を得る予定でいる。
- 未定
- 他保護児童と別日課を考慮せねばならず、保護所職員のみでの対応では済まず、当然夜間付き添い職員の特別態勢なども組まなければならない。すでに各々は予定を組んだ中での協力であり、代休なども取れぬ状態で実施せねばならない。
- 当該児相だけで対応難しい場合は本課、他児相の協力を得ることも考えている
- 所内の個別対応が可能な部屋で、日中は各課の職員3名が、午後6時～午前9時までは2名が交代で児童に対応する(児童の数、状態に応じ職員を増員する)。面接、各種診断、学習、リクリエーション、課題等の個別プログラムを作製し生活させる。児童の状態に応じ集団参加も考える。職員体制においては、当所職員だけでは対応できず、他の児童相談所等の応援が必要である。
- 児童相談所所管部局の応援態勢を依頼。24時間複数対応。
- * 保護期間の検討 * 職員の配置体制 * 選択制の日課の検討 * マスコミ、弁護士等への緊急対応の検討
- 一定の重大事件の際は横浜市 4 児相職員の応援により特別体制を組む
- 一定の重大事件の際は横浜市 4 児相職員の応援により特別体制を組む
- 本庁、南部児相、所内(中央児相)の職員の応援で特別体制を組んで対応する。
- 居室で日中活動(時間帯は状況に応じて)を送ってもらうことで他児との接触を避ける。被害児になると予測される児童を安全確保のために他児相の保護所等に委託することも必要。職員配置は他課の応援が必要。
- 送致があった場合は、県の福祉関係機関で協力していくことを確認した。
- 通常の勤務体制に加え、状況に応じて管轄および管轄外の児童相談所職員及び主管課職員の応援を求める。
- 既一時保護児は他の児相や施設に委託一時保護してできるだけ被送致児のみの保護とし、時間帯は原則通常どおり、職員はマスコミ対応等に本課等の応援を求める。
- センター中心に検討予定。
- 児相職員により、24時間の特別体制を組んで、保護の実施を行う事を検討。
- 事件内容、社会やマスコミの反応、児童の年齢や精神状態などを勘案し、総合的に判断。
- 中央児童相談所での一時保護
- 具体的には、個々のケース状況により検討していく予定。
- 具体的には決まっていないが、少年の状況、一時保護所の状況により、対応をしていくことも検討しているところである。
- 送致事例により、個別に検討の上対応する。
- 児童福祉司、児童心理司も加わった当直体制
- 該当事案が生じた場合は、24時間観察体制のために保護所職員の他児童福祉司、心理職員も含めた体制をとることを検討中。
- 時間帯(平日 17:45～9:00)(土日祝休日 24時間)正職員の複数体制で個室使用等
- 個別対応ができる個室の設置等を検討中。
- 現段階で、具体的対応内容未定。
- 職員配置について担当部局と調整中であり、その結果により具体的対応等を協議する。
- 検討中
- 個別対応をとる予定
- 児相 CW、TH 等職員の応援要請が必要になると予測される。
- 一定の重大事件の際は横浜市4児相職員の応援により特別体制を組む

表A8. 自治体内の児童相談所と関係機関との協議状況(平成 21 年 2 月 1 日)

		有		無		検討中		合計	欠損値
		度数	%	度数	%	度数	%		
警察	送致の手順等について	32	58.2	19	34.5	4	7.3	55	142
	調査の時間について	22	40.0	28	50.9	5	9.1	55	142
	調査時の児童福祉司等立会いについて	25	44.6	25	44.6	6	10.7	56	141
	一時保護について	32	57.1	20	35.7	4	7.1	56	141
	付添い人弁護士の教示について	12	21.8	36	65.5	7	12.7	55	142
	送致基準について	18	33.3	32	59.3	4	7.4	54	143
	マスコミ対応に係る情報共有について	14	25.9	36	66.7	4	7.4	54	143
	その他	7	17.5	31	77.5	2	5.0	40	157
	合計	18	32.1	34	7.1	4	60.7	56	141
家庭裁判所	児相から家裁への身柄の移送について	18	32.1	33	58.9	5	8.9	56	141
	その他	5	12.5	33	82.5	2	5.0	40	157
	合計	21	36.8	31	54.4	5	8.8	57	140
弁護士会	付添い人弁護士派遣について	12	21.8	38	69.1	5	9.1	55	142
	子ども保護者への教示について	10	18.9	38	71.7	5	9.4	53	144
	面会時の児童福祉司等立ち合いについて	10	18.5	38	70.4	6	11.1	54	143
	その他	2	5.1	35	89.7	2	5.1	39	158
	合計	13	23.2	37	66.1	6	3.0	56	141

表A9. 関係機関との連携上の問題

- 家裁主催等の会議において、送致ケースの対応方法等について一般的な協議を行っている。しかし、質問事項にあるような具体的な対応については、個別のケースの対応の中で、関係機関と調整する予定でいる。
- 警察からの通告と送致の境界がはっきりしない。
- 警察、家裁との事前の打ち合わせが必要
- 県下の児相間では、重大事件に係る一時保護体制について申合せを行ったが、警察や裁判所については、具体的検討に至っていない。
- 協議日程等を検討中
- 弁護士会との連携がとれていない。議題として検討する場を設ける体制となっていない。

2. 事例票

表B1. 送致種別

	度数	%
書類送致	258	87.5
身柄送致	20	6.8
身柄通告後送致	17	5.8
合計	295	100.0
欠損値	1	

表B2. 発生、通告、送致までの期間（日）

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
発生から送致までの期間	290	6	68.52	55.50	3837.337	1	491
通告から送致までの期間	22	274	19.00	16.00	321.143	1	86
事件発生から通告までの期間	22	274	15.82	3.00	840.346	1	117

表B3. 送致の根拠

	度数	%
少年法第6条の6第1項第1号	59	20.0
少年法第6条の6第1項第2号	236	80.0
合計	295	100.0
欠損値	1	

表B4. 事件名（MA）

※記述内容まま

	度数	%
傷害	37	13.0%
窃盗	120	42.1%
暴力行為	14	4.9%
強姦未遂	2	.7%
公務執行妨害・傷害	5	1.8%
非現住建造物等放火	11	3.9%
現住建造物放火	10	3.5%
往来危険	20	7.0%
強盗	1	.4%
強盗致傷	4	1.4%
強姦	1	.4%
強制わいせつ	19	6.7%
その他	93	32.6%

その他

- 器物損壊(5)
- 器物破壊
- 器物破損(6)
- 強盗未遂(3)
- 恐喝(3)
- 恐喝未遂(2)
- 建造物侵入(4)
- 建造物侵入、器物破損
- 建造物損壊等
- 建造物等失火(弄火が原因)
- 建造物等損壊
- 現住建造物等以外放火
- 現住建造物等放火未遂
- 公務執行妨害
- 住居侵入及び窃盗(色情盗)
- 重過失致死
- 傷害致死(3)
- 占有離脱物横領(2)
- 盗品等無償譲受け
- 道路交通法違反(共同危険行為、無免許運転)
- 道路交通法違反(共同危険行為)
- 弄火(5)
- 殺人未遂(2)
- 毒物および劇物取締法違反

※参考：表B4を自由記述等より再集

計

	度数	%
傷害	37	13.3
傷害致死	3	1.1
重過失致死	1	.4
窃盗	120	43.2
暴力行為	14	5.0
強姦	4	1.4
強姦未遂	2	.7
恐喝	3	1.1
恐喝未遂	2	.7
公務執行妨害・傷害	6	2.2
非現住建造物等放火	12	4.3
現住建造物放火	10	3.6
現住建造物放火未遂	2	.7
弄火	6	2.2
往来危険	20	7.2
強盗	1	.4
強盗未遂	4	1.4
強盗致傷	4	1.4
強制わいせつ	20	7.2
殺人未遂	2	.7
器物損壊	13	4.7
建造物侵入	5	1.8
住居侵入	1	.4
占有物離脱横領	2	.7
盗品等無償譲り受け	1	.4
道路交通法違反	2	.7
建造物等損壊	1	.4
毒物および劇物取締法違反	1	.4

表B5. 共犯の有無

	度数	%
有	167	57.4
無	124	42.6
合計	291	100.0
欠損値	5	

表B6. 警察の処遇意見

	度数	%
家裁送致	119	40.8
児童自立支援施設入所	59	20.2
児童福祉司指導	68	23.3
少年院送致	34	11.6
その他	12	4.1
合計	292	100.0
欠損値	4	

その他

- しかるべき施設に収容(2)
- 児童相談所における訓戒の措置が適切(2)
- 児童相談所長送致相当(3)
- 児童養護施設等への入所措置が適切
- 情緒障害児短期治療施設措置(2)
- 養護施設入所
- 記載なし

表B7. 性別

	度数	%
男	250	84.7
女	45	15.3
合計	295	100.0
欠損値	1	

表B8. 事件発生時の年齢

	度数	%
6歳	1	.3
7歳	7	2.4
8歳	9	3.1
9歳	11	3.7
10歳	18	6.1
11歳	11	3.7
12歳	29	9.9
13歳	208	70.7
合計	294	100.0
欠損値	2	

表B9. 発達障害 (MA)

	度数	%
ADHD	18	9.9
広汎性発達障害・自閉症	13	7.2
高機能自閉症	3	1.7
アスペルガー症候群	7	3.9
学習障害 (LD)	6	3.3
無	102	56.4
不明	27	14.9
発達障害の疑いあり	6	3.3
その他	7	3.9

発達障害の疑いあり

- アスペルガー障害の疑い
- 愛着形成障害
- 自閉症スペクトラム (2)
- 診断名つかず
- 非社会化型行為障害

その他

- 境界線級
- 境界知(2)

表B10. 知的障害

	度数	%
手帳所持ないが知的障害あり	16	7.8
療育手帳B	3	1.5
無	173	84.0
不明	14	6.8
合計	206	100.0
欠損値	90	

表B11. 虐待経験および主たる虐待者

	度数	%
有 実父	22	9.3
有 実母	38	16.1
有 祖父母	2	.8
有 養継父	7	3.0
有 その他の親類	4	1.7
有 養継母	1	.4
無	162	68.6
合計	236	100.0
欠損値	60	

表B12. 過去における児童相談所との関わり

	度数	%
有	138	48.1
無	149	51.9
合計	287	100.0
欠損値	9	

表B13. 同居している保護者の状況

	度数	%
両親 (養継父母含む)	137	48.2
その他の親族	15	5.3
父のみ (養継父含む)	18	6.3
母のみ (養継母含む)	93	32.7
実父と内妻 (不定期に出入りしている場合を含む)	3	1.1
実母と内夫 (不定期に出入りしている場合を含む)	10	3.5
その他親族以外の者	8	2.8
合計	284	100.0
欠損値	12	

表B14. 一時保護の有無

	度数	%
有	89	30.3
無	205	69.7
合計	294	100.0
欠損値	2	

表B15. 一時保護期間

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
一時保護期間	90	206	24.89	16.00	509.988	1	102

表B16. 一時保護の場所 (MA)

	度数	%
児相一時保護所	88	98.9
児童福祉施設へ一時保護委託	1	1.1
警察へ一時保護委託	3	3.4

表B17. 個室使用の有無

	度数	%
有	32	36.4
無	56	63.6
合計	88	100.0
欠損値	208	

表B18. 居室への施錠の有無

	度数	%
無	87	100.0
欠損値	209	

表B19. 一時保護中の警察調査

	度数	%
有	25	27.8
無	65	72.2
合計	90	100.0
欠損値	206	

表B20. 一時保護中の警察調査の場所
(MA)

	度数	%
一時保護所	12	60.0
警察署	9	45.0

表B21. 調査担当者 (MA)

	度数	%
警察官 (少年法第6条の2)	22	95.7
警察職員 (少年法第6条の2第3項)	3	13.0

表B22. 一時保護中の警察調査の期間

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
調査のべ時間	21	275	15.92	6.00	290.811	1	47
調査期間	24	272	10.54	8.00	122.868	1	41
調査実日数	23	273	6.39	5.00	36.522	1	25
調査1回あたりの最長時間	21	275	3.95	3.00	6.661	1	9

表B23. 児童福祉司立会

	度数	%
有 ほぼ始終立会い	20	80.0
有 児相判断で必要時のみ	1	4.0
無 児相判断で行わなかった	3	12.0
その他	1	4.0
合計	25	100.0
欠損値	271	

その他

- 父親付き添い

表B24. 付添人弁護士 (少年法第6条の3)

	度数	%
有 子どもが希望	3	11.1
有 保護者が希望	5	18.5
その他	1	3.7
無	18	66.7
合計	27	100.0
欠損値	269	

その他

- 被害者宅との被害弁償の件で、既に依頼済みの弁護士を、付添人とした。

表B25. 付添い人弁護士選任に関する児相の教示

	度数	%
有	10	47.6
無	11	52.4
合計	21	100.0
欠損値	275	

無

- 既に依頼済みだった。

表B26. 付添い人弁護士の一時保護中の面会

	度数	%
有	6	37.5
無	10	62.5
合計	16	100.0
欠損値	280	

表B27. 付添い人弁護士面会時の児童福祉司等の立会い

	度数	%
有	5	50.0
無	5	50.0
合計	10	100.0
欠損値	286	

表B28. 一時保護所特別体制の有無

	度数	%
有	14	14.6
無	82	85.4
合計	96	100.0
欠損値	200	

理由と概要

- (理由)本児が無断外出する可能性があったため(概要)交代で職員が対応
- 3少年の同時入所であり、他の保護児と別プログラム、一時的に3少年を個室対応。(3)
- 児の安全確保のために個室・個別対応
- 児童の自傷防止及びマスコミ対応のため、個室による処遇を行った。また、夜間は管理職による複数人対応とした。(2)
- 新規の入所児童を制限。マスコミ報道がなされプライバシー侵害を危惧したため
- 他の入所児童との接触を避けるため。個室対応。
- 短気で粗暴性があるとの警察情報から特別体制を組んだ
- 父と面接後の自傷、人と適切な距離が取れずトラブルに巻き込まれ年長男児から攻撃的にされる等あり。適宜、個別対応、心理司による臨時対応を取った。
- 本児が他の一時保護児童への暴力行為があったため。
- 本人反抗的・暴力的で指導に応じないため児童福祉司2名で対応した。

表B29. 行動観察・評価

	度数	%
実施した	182	68.2
実施していない	85	31.8
合計	267	100.0
欠損値	29	

実施していない理由

- 一時保護していない(22)
- 一時保護による行動観察は実施していない(2)
- 一時保護に応じない。(2)
- 援助方針会議が開催されていない。
- 家裁より早急な送致要請あり
- 過去の相談時に実施したため。(4)
- 鑑別に入所したため(2)
- 居住地を宮城県中央児相管内に有しており移管したため
- 今回の送致とは別に実施(3)
- 施設入所時に実施済み
- 事件送致後の事件で逮捕。警察が家裁送致
- 児童が所在不明のため(2)
- 児童福祉司及び児童心理士による面接による観察・評価のみ実施(2)
- 児童福祉司指導として、通所指導した。
- 社会診断・心理診断にて今後の処遇について検討中。
- 従前の係属案件で評価済み
- 書類送致のため。(4)
- 身柄付き送致ではなく、在宅調査が可能と判断したため
- 既に実施済
- 送致後別件で身柄通告、一時保護したため
- 送致時、鑑別所に看護措置中であったため
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 他児相措置ケースにより直ちにケース移管(3)
- 通所による面接で代用(3)
- 通所による面接調査、学校調査の結果、緊急で一時保護し行動観察をする必要はないと判断した。(2)
- 他児相管内に転出したことにより移管したため
- 必要性が認められなかったため。(4)
- 保護者、本児が拒否したため。(2)
- 保護者及び本児の拒否が強かったため
- 来所拒否、学校でのCW面接のみのため

表B30. 知能検査

	度数	%
WISC-Ⅲ	141	57.8
田中ビネー式	28	11.5
鈴木ビネー式	5	2.0
その他の知能検査	4	1.6
実施していない	66	27.0
合計	244	100.0
欠損値	52	

その他の知能検査

- 京大 NX
- 新K式発達検査21
- 新版 K 式発達検査 2001

実施していない

- 鑑別に入所してた為
- すでに実施済み(11)
- 一時保護していない(5)
- 一時保護に応じない(2)
- 一時保護期間が短かったため。
- 家裁より早急な送致要請あり
- 家裁送致のため
- 家裁送致までの時間がなかった
- 家裁送致を急いだため
- 学校の成績等から確認した(3)
- 学校状況調査と本人面接の結果により施行せず
- 鑑別に入所してた為
- 既に得ていた情報の中で知的な問題が窺えず、検査により家裁送致不適當の判断とはならないと判断され、家裁にて検査が実施されると思われたため。
- 今回の送致とは別に実施(3)
- 施設入所時に実施済み
- 児相と過去の虐待対応で関係が悪く、関係作りを重点的に行った。
- 児童が所在不明のため(2)
- 実施を予定していたが、来所日のキャンセルが続き実施できていない(2)
- 審判前の2号指導中に実施
- 心理士が児童面接をした状況から特に遅れ等を感じなかったため、実施しないこととした(2)
- 親が反対
- 成育情報、面接の様子から知能発達に問題ないと判断。
- 生活の落ち着きを理由に、継続面接・検査に保護者が応じなかったため。
- 送致以前から関わりがあったため(2)
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 短期間の一時保護を予定していたため
- 通院中の病院で施行済み
- 通所指導に応じず学校での面接しか実施できず(2)
- 普通
- 本児が拒否した為
- 本児の拒否が強いため

表B31. 心理検査 (MA)

	度数	%
エゴグラム	19	8.0%
DEL (非行性尺等検査)	37	15.5%
ロールシャッハテスト	24	10.1%
SCT (文章完成法)	81	34.0%
PF スタディ	85	35.7%
描画検査	117	49.2%
その他	21	8.8%
実施していない	72	30.3%

その他

- FDT 親子関係テスト
- FDT 親子関係テスト、Y-G 性格検査、クレペリン精神作業検査
- HTP(2)
- HTPP、SCT
- HTPP、TK 式親子関係検査
- HTP テスト
- HTP 描画法
- P-F スタディ
- S-HTP(2)
- SCT
- SCT、バウムテスト
- SCT、バウムテスト、PF
- TAT(2)
- TEG、S-HTP、YG 検査
- TK 式 DAT 検査、P-F スタディ
- TK式MERITS、親子関係検査
- TK 式診断的新親子関係検査
- TSCC(2)
- Y-G 性格検査(6)
- Y-G 性格検査、SM 社会能力調査
- Y-G 性格検査、WISC-Ⅲ
- Y-G 性格検査、風景構成法
- バウムテスト(5)
- バウムテスト、家族画
- ベンダーゲシュタルトテスト(2)
- ベンダーゲシュタルトテスト、SM 社会能力調査
- ベンダーゲシュタルトテスト、バウムテスト(3)
- ベンダーゲシュタルトテスト、バウムテスト、CCP
- ロールシャッハテスト(2)
- 家族画テスト、HTPP テスト
- 絵画語り発達検査
- 概念発達検査、バウムテスト、ベンダーケ
- 箱庭(2)
- 描画テスト(2)
- 描画検査(2)

実施していない理由

- すでに実施済
- 一時保護に応じない。
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 通所指導に応じず学校での面接しか実施できず(2)
- 必要性なしと判断(5)

表B32. 医学的診断等

	度数	%
児童精神科医が実施	45	19.1
小児神経科医が実施	1	.4
その他の科目の医師が実施	18	7.7
実施していない	171	72.8
合計	235	100.0
欠損値	61	

その他の科目の医師が実施

- 精神科(8)
- 小児科(9)

実施していない

- これから実施予定
- すでに実施済み(3)
- 施設入所時に実施済み
- 診査不必要と判断
- 必要なしと判断(46)
- 援助方針を検討するのに、必ず必要とは判断しなかったため
- 援助方針の決定に当たり必用がなかったため(4)
- 医学診断の必要性を認めなかった(6)
- 既に得ていた情報の中で、医学的診査の必要性があると判断されなかったため。
- 既に「てんかん」で受診を受けており、更に診断を必要としなかった。
- 係属歴が長く、心理診断の結果、必要が認められなかったため。
- 精神疾患の疑いがないと判断されたため(3)
- 一時保護していない、未実施(6)
- 一時保護に応じない
- 一時保護期間が短かったため
- 家裁送致まで時間がなかった
- 実施の時間が無かった(4)
- 日程上の都合
- 保護期間が短期であったため
- 家裁送致のため
- 家庭や学校での生活状況や、心理検査の結果から実施する必要がないと判断したため。
- 火遊びがたまたま重大な結果を招いたと判断したため(4)
- 鑑別に入所した為(2)
- 事件送致後の事件で逮捕
- 児童福祉司及び児童心理士による面接による観察・評価から不要と判断した(2)
- 主たる要因が生活環境要因によるものと思われたため
- 衝動性が強いタイプの子どもということで医学的診断までする必要がないと判断したため
- 心理検査で必要を認めない(7)
- 生活の落ち着きを理由に、来所面接・検査に保護者が応じなかったため。
- 精神疾患等が疑われなかった(2)
- 精神的な症状はなかった
- 精神的診断を必要とする状態は見受けられなかった(4)

- 精神病等を疑わせる兆候がないため(2)
- 遅れや症状等がないため
- 精神医学的問題なしと判断
- 発達障害等明らかな障害・疾病が見られなかったため
- 面接を通じ病的問題なし(3)
- 送致以前実施できなかった
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 通所指導に応じず学校での面接しか実施できず(2)
- 保護者の理解が得られないと考えたため
- 心療内科通院中(2)
- 主治医から情報提供を求めた。
- 脳波検査
- 病院通院加療中
- 療育手帳申請を助言したが結局しなかった

表B33. 家族・親族調査

	度数	%
実施した	261	94.9
実施していない	14	5.1
合計	275	100.0
欠損値	21	

実施していない

- 一時保護の説得に時間を費やしたため
- 今回の送致とは別に実施(3)
- 今後児童福祉司指導の通所の中でしていく予定
- 施設入所時に実施済み
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 母 姉、兄と本児の4人家族、家族状況と本児の生育状況を調査。父は平成19年3月に死亡している。
- 来所拒否

表B34. 学校調査

	度数	%
実施した	253	93.4
実施していない	18	6.6
合計	271	100.0
欠損値	25	

実施していない

- 現場を確認し、先生から本児のことについて伺う
- 今回の送致とは別に実施(3)
- 施設入所児であるため施設での生活状況聴取
- 施設入所中に実施済み
- 私立中学校のため
- 児童自立支援施設入所中(2)
- 児童自立支援施設入所中であつたため
- 他児相管轄の児童のため(2)
- 保護者から拒否され、それを強引に覆すほどの理由もみうけられなかったため。
- 未就学児

表B35. その他調査

	度数	%
実施した	39	23.9
実施していない	124	76.1
合計	163	100.0
欠損値	133	

調査内容

- 居住市町村児童担当を通じた地域調査(7)
- 近隣・地域関係者・関係機関
- 警察(2)
- 警察、家裁との協議
- 警察から聞き取り(6)
- 子ども家庭支援センター
- 市町村(保健師)調査
- 支援センター
- 施設内での問題行動(2)
- 事件概要聴取(3)
- 生育歴(2)
- 措置施設調査
- 他の児相からの情報提供
- 地域でのケース会議
- 被害児童に対する調査(2)
- 病調
- 福祉事務所生活保護担当、警察
- 保育園、幼稚園、警察署への聞き取り

表B36. 家裁送致の有無

	度数	%
有	101	34.8
無	178	61.4
未決定	11	3.8
合計	290	100.0
欠損値	6	

表B37. 送致根拠

	度数	%
児福法第27条第1項第4号	88	87.1
少年法第6条の7第1項	5	5.0
両法を併記	8	7.9
合計	101	100.0
欠損値	195	

表B38. 家裁送致に伴う児童相談所の処遇意見

	度数	%
児童養護施設入所	1	1.0
児童自立支援施設送致	52	51.5
少年院送致	12	11.9
その他	36	35.6
合計	101	100.0
欠損値	195	

その他

- 家裁送致が適当
- 家裁送致適当
- 少年法の審判に委ねる(2)
- 家庭裁判所の審判による保護処分
- 保護観察(4)
- 保護観察処分
- 保護処分適当
- 審判を求める
- 観護措置による資質鑑別が必要である(6)
- 観護措置のうえ、性的逸脱行為に対する専門的治療・指導が可能な施設が適当
- 鑑別結果による処遇決定が適当
- 観護のうえ決定してほしい
- 矯正教育が可能な施設に入所させることが相当
- 審判に付して、しかるべき措置を講じることが必要である。(2)
- 送致事件の概要や児童の発達及び性格特徴からしかるべき処置を望む。
- 特性(発達障害)を考慮した専門的な指導、援助の必要性
- 特になし(家裁より児相の意見は不要との指示あり)
- 特記せず
- 明記せず(3)

表B39. 観護措置の有無

	度数	%
有	71	74.0
無	25	26.0
合計	96	100.0
欠損値	200	

表B40. 観護措置「有」の場合の鑑別所収容期間

	度数		平均値	中央値	分散	最小値	最大値
	有効	欠損値					
鑑別所収容期間	69	227	28.45	27.00	123.104	14	92

鑑別所収容期間には、連続して実施された場合だけでなく、再度の観護措置が実施や精神鑑定が実施された期間も含む事例も含まれる。

表B41. 家裁審判結果

	度数	%
保護観察	14	14.0
児童自立支援施設送致	43	43.0
児童相談所長送致	10	10.0
少年院送致	16	16.0
不処分	1	1.0
審判中	5	5.0
試験観察中	10	10.0
その他	1	1.0
合計	100	100.0

欠損値	196
-----	-----

その他

- 家裁にて係属調査中

表B42. 家裁審判結果「児相長送致」の
場合、児相の援助方針

	度数	%
児童自立支援施設入所	5	31.3
児童福祉司指導	10	62.5
未決定	1	6.3
合計	16	100.0
欠損値	280	

表B43. 児童相談所の援助方針

	度数	%
継続指導	28	15.8
児童自立支援施設入所	17	9.6
児童福祉司指導	65	36.7
児童養護施設入所	1	.6
助言終了	41	23.2
未決定	4	2.3
その他	21	11.9
合計	177	100.0
欠損値	119	

その他

- 家裁送致
- 管轄児相へ移管(2)
- 訓戒・誓約(5)
- 児童自立支援施設の継続
- 児童自立支援施設入所中
- 児童福祉司指導解除
- 児童福祉司指導継続
- 情緒障害児短期治療施設入所(2)
- 送致前に児童自立支援施設入所
- 他県移管
- 別件で警察から家裁送致され児童自立支援施設入所が決定、継続指導。
- 里親委託

3. 統計解析¹

表C1. 機関：入所率と平均在所日数の関係***

			平均在所日数				合計
			15日未満	15日以上30日未満	30日以上60日未満	60日以上	
入所率	25%未満	度数	15	5	4	1	25
		%	60.0%	20.0%	16.0%	4.0%	100.0%
	25%以上 50%未満	度数	11	11	6	0	28
		%	39.3%	39.3%	21.4%	.0%	100.0%
	50%以上 80%未満	度数	6	17	9	2	34
		%	17.6%	50.0%	26.5%	5.9%	100.0%
80%以上	度数	1	4	19	5	29	
	%	3.4%	13.8%	65.5%	17.2%	100.0%	
合計		度数	33	37	38	8	116
		%	28.4%	31.9%	32.8%	6.9%	100.0%

表C2. 機関：入所率と平均在所日数の関係（相関係数）***

		入所率	平均在所日数
入所率	Pearson の相関係数	1	.492**
	有意確率（両側）		.000
	N	117	116
平均在所日数	Pearson の相関係数	.492**	1
	有意確率（両側）	.000	
	N	116	116

表C3. 機関：自治体種別と平均在所日数の関係***

			平均在所日数				合計
			15日未満	15日以上30日未満	30日以上60日未満	60日以上	
種別	都道府県	度数	32	34	29	4	99
		%	32.3%	34.3%	29.3%	4.0%	100.0%
	政令指定都市・中核市	度数	1	3	9	4	17
		%	5.9%	17.6%	52.9%	23.5%	100.0%
合計		度数	33	37	38	8	116
		%	28.4%	31.9%	32.8%	6.9%	100.0%

表C4. 機関：入所率と触法送致対応のための個室の有無の関係*

			触法送致対応のための個室について			合計	
			検討中	無	有		
入所率	25%未満	期待度数	3.1	18.0	4.9	26.0	
		%	3.8%	80.8%	15.4%	100.0%	
	25%以上 50%未満	期待度数	3.4	19.4	5.3	28.0	
		%	10.7%	82.1%	7.1%	100.0%	
	50%以上 80%未満	期待度数	4.1	23.5	6.4	34.0	
		%	11.8%	70.6%	17.6%	100.0%	
	80%以上	期待度数	3.5	20.1	5.5	29.0	
		%	20.7%	44.8%	34.5%	100.0%	
	合計		期待度数	14.0	81.0	22.0	117.0
			%	12.0%	69.2%	18.8%	100.0%

¹ 以下、有意水準にあわせて、それぞれ $p < 0.05$ のとき「*」、 $p < 0.01$ のとき「**」、 $p < 0.001$ のとき「***」と表記する。なお、カイ二乗検定においてはピアソンの両側検定を使用するが、期待値が5以下のセルが存在する場合、フィッシャーの正確有意確立検定（両側）の値を有意確率とする。

表C5. 機関：自治体内の関係機関との協議状況と非行相談件数等の関係
 ※件数が多いほど関係機関との協議が行われている傾向があった項目

		非行相談件数の実績	警察からの送致件数
警察	送致の手順等について	**	*
	調査の時間について		
	調査時の児童福祉司等立会いについて	*	
	一時保護について	*	*
	付添い人弁護士の教示について		
	送致基準について		
	マスコミ対応に係る情報共有について		
	その他		
家庭裁判所	児相から家裁への身柄の移送について		
	その他		
弁護士会	付添い人弁護士派遣について	*	
	子ども保護者への教示について	**	
	面会時の児童福祉司等立ち合いについて	**	
	その他		

表C6. 送致の根拠と送致種別の関係***

			送致種別			合計
			書類送致	身柄送致	身柄通告後送致	
送致の根拠	少年法第6条の6第1項第1号	度数	43	7	9	59
		%	72.9%	11.9%	15.3%	100.0%
	少年法第6条の6第1項第2号	度数	215	13	8	236
		%	91.1%	5.5%	3.4%	100.0%
合計		度数	258	20	17	295
		%	87.5%	6.8%	5.8%	100.0%

表C7. 事件名と送致の根拠の関係

			送致の根拠		合計
			少年法第6条の6第1項第1号	少年法第6条の6第1項第2号	
事件名	傷害	度数	1	36	37
		%	2.7%	97.3%	
	窃盗	度数	10	110	120
		%	8.3%	91.7%	
	暴力行為	度数	1	13	14
		%	7.1%	92.9%	
	強姦未遂	度数	1	1	2
		%	50.0%	50.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	0	5	5
		%	.0%	100.0%	
	非現住建造物等放火	度数	9	2	11
		%	81.8%	18.2%	
	現住建造物放火	度数	8	2	10
		%	80.0%	20.0%	
	往来危険	度数	15	5	20
		%	75.0%	25.0%	
	強盗	度数	1	0	1
		%	100.0%	.0%	
	強盗致傷	度数	4	0	4
		%	100.0%	.0%	
強姦	度数	1	0	1	
	%	100.0%	.0%		

	強制わいせつ	度数	2	17	19
		%	10.5%	89.5%	
	その他	度数	16	77	93
		%	17.2%	82.8%	
合計		度数	56	229	285

表C8. 事件名と警察の処遇意見の関係

		警察の処遇意見					合計	
		家裁送致	少年院送致	児童自立支援施設入所	児童福祉司指導	その他		
事件名	傷害	度数	19	5	7	4	0	35
		%	54.3%	14.3%	20.0%	11.4%	.0%	
	窃盗	度数	48	12	24	30	6	120
		%	40.0%	10.0%	20.0%	25.0%	5.0%	
	暴力行為	度数	9	0	1	2	1	13
		%	69.2%	.0%	7.7%	15.4%	7.7%	
	強姦未遂	度数	1	0	1	0	0	2
		%	50.0%	.0%	50.0%	.0%	.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	3	1	1	0	0	5
		%	60.0%	20.0%	20.0%	.0%	.0%	
	非現住建造物等放火	度数	2	2	2	5	0	11
		%	18.2%	18.2%	18.2%	45.5%	.0%	
	現住建造物放火	度数	3	0	1	5	1	10
		%	30.0%	.0%	10.0%	50.0%	10.0%	
	往来危険	度数	7	2	2	6	3	20
		%	35.0%	10.0%	10.0%	30.0%	15.0%	
	強盗	度数	1	0	0	0	0	1
		%	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	
	強盗致傷	度数	1	2	1	0	0	4
		%	25.0%	50.0%	25.0%	.0%	.0%	
	強姦	度数	0	1	0	0	0	1
		%	.0%	100.0%	.0%	.0%	.0%	
	強制わいせつ	度数	6	2	6	4	1	19
		%	31.6%	10.5%	31.6%	21.1%	5.3%	
	その他	度数	41	7	22	20	1	91
		%	45.1%	7.7%	24.2%	22.0%	1.1%	
合計		度数	114	33	56	67	12	282

表C9. 放火事例における事件発生時の年齢と警察の処遇意見の関係

		警察の処遇意見					合計	
		家裁送致	少年院送致	児童自立支援施設入所	児童福祉司指導	その他		
事件発生時の年齢	10歳未満	度数	2	0	1	8	0	11
		%	18.2%	.0%	9.1%	72.7%	.0%	100.0%
	10歳以上13歳未満	度数	1	1	2	2	1	7
		%	14.3%	14.3%	28.6%	28.6%	14.3%	100.0%
	13歳以上	度数	2	1	0	0	0	3
		%	66.7%	33.3%	.0%	.0%	.0%	100.0%
合計		度数	5	2	3	10	1	21
		%	23.8%	9.5%	14.3%	47.6%	4.8%	100.0%

表C10. 事件名と事件発生時の年齢の関係

		事件発生時の年齢			合計	
		10歳未満	10歳以上13歳未満	13歳以上		
事件名	傷害	度数	0	4	33	37
		%	.0%	10.8%	89.2%	
	窃盗	度数	10	16	94	120
		%	8.3%	13.3%	78.3%	
	暴力行為	度数	0	2	12	14
		%	.0%	14.3%	85.7%	
	強姦未遂	度数	0	1	1	2
		%	.0%	50.0%	50.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	0	1	4	5
		%	.0%	20.0%	80.0%	
	非現住建造物等放火	度数	7	2	2	11
		%	63.6%	18.2%	18.2%	
	現住建造物放火	度数	4	5	1	10
		%	40.0%	50.0%	10.0%	
	往来危険	度数	15	1	4	20
		%	75.0%	5.0%	20.0%	
	強盗	度数	0	0	1	1
		%	.0%	.0%	100.0%	
	強盗致傷	度数	0	1	3	4
		%	.0%	25.0%	75.0%	
強姦	度数	0	0	1	1	
	%	.0%	.0%	100.0%		
強制わいせつ	度数	0	4	15	19	
	%	.0%	21.1%	78.9%		
その他	度数	15	6	71	92	
	%	16.3%	6.5%	77.2%		
合計		度数	45	37	202	284

表C11. 事件名と性別の関係

		性別		合計	
		男	女		
事件名	傷害	度数	28	9	37
		%	11.5%	21.4%	
	窃盗	度数	102	18	120
		%	42.0%	42.9%	
	暴力行為	度数	12	2	14
		%	4.9%	4.8%	
	強姦未遂	度数	2	0	2
		%	.8%	.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	2	3	5
		%	.8%	7.1%	
	非現住建造物等放火	度数	11	0	11
		%	4.5%	.0%	
	現住建造物放火	度数	8	2	10
		%	3.3%	4.8%	
	往来危険	度数	18	2	20
		%	7.4%	4.8%	
	強盗	度数	1	0	1
		%	.4%	.0%	
	強盗致傷	度数	4	0	4
		%	1.6%	.0%	
強姦	度数	1	0	1	
	%	.4%	.0%		
強制わいせつ	度数	18	1	19	
	%	7.4%	2.4%		
その他（下欄に具体的に記入）	度数	81	12	93	
	%	33.3%	28.6%		
合計		度数	243	42	285

表C12. 事件発生時の年齢と性別の関係

		事件発生時の年齢			合計	
		10歳未満	10歳以上13歳未満	13歳以上		
性別	男	度数	40	32	177	249
		%	16.1%	12.9%	71.1%	100.0%
	女	度数	6	8	31	45
		%	13.3%	17.8%	68.9%	100.0%
合計		度数	46	40	208	294
		%	15.6%	13.6%	70.7%	100.0%

表C13. 事件名と発達障害の関係

		発達障害 ^a									合計	
		ADHD	広汎性発達障害・自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	学習障害(LD)	無	不明	発達障害の疑いあり	その他		
事件名	傷害	度数	3	0	0	0	0	12	1	1	0	17
		%	18.8%	.0%	.0%	.0%	.0%	12.2%	3.7%	16.7%	.0%	
	窃盗	度数	3	2	0	2	3	46	16	3	2	74
		%	18.8%	15.4%	.0%	28.6%	60.0%	46.9%	59.3%	50.0%	28.6%	
	暴力行為	度数	3	1	0	1	0	3	0	1	2	10
		%	18.8%	7.7%	.0%	14.3%	.0%	3.1%	.0%	16.7%	28.6%	
	強姦未遂	度数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	1.0%	.0%	.0%	.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	3.7%	.0%	.0%	
	非現住建造物等放火	度数	1	0	0	1	0	7	0	0	1	10
		%	6.3%	.0%	.0%	14.3%	.0%	7.1%	.0%	.0%	14.3%	
	現住建造物放火	度数	1	0	0	0	0	4	1	1	0	7
		%	6.3%	.0%	.0%	.0%	.0%	4.1%	3.7%	16.7%	.0%	
	往来危険	度数	2	3	0	2	0	6	0	0	0	13
		%	12.5%	23.1%	.0%	28.6%	.0%	6.1%	.0%	.0%	.0%	
	強盗	度数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		%	6.3%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	
	強盗致傷	度数	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
		%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	3.1%	.0%	.0%	.0%	
強制わいせつ	度数	1	3	2	2	2	5	1	0	1	14	
	%	6.3%	23.1%	100%	28.6%	40.0%	5.1%	3.7%	.0%	14.3%		
その他	度数	8	6	0	0	1	26	11	2	2	53	
	%	50.0%	46.2%	.0%	.0%	20.0%	26.5%	40.7%	33.3%	28.6%		
合計		度数	16	13	2	7	5	98	27	6	7	173

表C14. 送致の根拠と一時保護の有無の関係**

		一時保護の有無		合計	
		有	無		
送致の根拠	少年法第6条の6第1項第1号	度数	27	31	58
		%	46.6%	53.4%	100.0%
	少年法第6条の6第1項第2号	度数	62	174	236
		%	26.3%	73.7%	100.0%
合計		度数	89	205	294
		%	30.3%	69.7%	100.0%

表C15. 送致種別と一時保護中の警察調査の関係***

		一時保護中の警察調査		合計	
		有	無		
送致種別	書類送致	度数	4	52	56
		%	7.1%	92.9%	100.0%
	身柄送致	度数	8	10	18
		%	44.4%	55.6%	100.0%
	身柄通告後送致	度数	13	3	16
		%	81.3%	18.8%	100.0%
合計		度数	25	65	90
		%	27.8%	72.2%	100.0%

表C16. 一時保護中の警察調査と付添い人弁護士の一時的保護中の面会の関係

			付添い人弁護士の一時的保護中の面会		合計
			有	無	
一時保護中の警察調査	無	度数	0	2	2
		%	.0%	100.0%	100.0%
	有	度数	6	8	14
		%	42.9%	57.1%	100.0%
合計		度数	6	10	16
		%	37.5%	62.5%	100.0%

表C17. 家裁送致の有無と警察からの送致の根拠の関係*

			家裁送致の有無			合計
			有	無	未決定	
送致の根拠	少年法第6条の6 第1項第1号	度数	25	27	5	57
		%	43.9%	47.4%	8.8%	100.0%
	少年法第6条の6 第1項第2号	度数	76	151	6	233
		%	32.6%	64.8%	2.6%	100.0%
合計		度数	178	11	290	
		%	61.4%	3.8%	100.0%	

表C18. 警察の処遇意見と家裁送致の有無

			家裁送致の有無		合計	
			有	無		
警察の処遇意見	家裁送致	度数	52	61	113	
		%	46.0%	54.0%	100.0%	
	少年院送致	度数	22	10	32	
		%	68.8%	31.3%	100.0%	
	児童自立支援施設入所	度数	18	36	54	
		%	33.3%	66.7%	100.0%	
	児童福祉司指導	度数	4	64	68	
		%	5.9%	94.1%	100.0%	
	その他	度数	2	7	9	
		%	22.2%	77.8%	100.0%	
	合計		度数	98	178	276
			%	35.5%	64.5%	100.0%

表C19. 送致の根拠と行動観察・評価の関係

			行動観察・評価		合計
			実施した	実施していない	
送致の根拠	少年法第6条の6 第1項第1号	度数	45	13	58
		%	77.6%	22.4%	100.0%
	少年法第6条の6 第1項第2号	度数	137	72	209
		%	65.6%	34.4%	100.0%
合計		度数	182	85	267
		%	68.2%	31.8%	100.0%

表C20. 送致の根拠による警察の処遇意見と家裁送致の有無の関係

送致の根拠			家裁送致の有無		合計	
			有	無		
少年法第6条の6第1項第1号	警察の処遇意見	家裁送致	度数	11	13	24
			%	45.8%	54.2%	100.0%
		児童自立支援施設入所	度数	4	2	6
			%	66.7%	33.3%	100.0%
		児童福祉司指導	度数	3	8	11
			%	27.3%	72.7%	100.0%
		少年院送致	度数	6	3	9
			%	66.7%	33.3%	100.0%
		その他	度数	1	1	2
			%	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	25	27	52	
		%	48.1%	51.9%	100.0%	
少年法第6条の6第1項第2号	警察の処遇意見	家裁送致	度数	41	48	89
			%	46.1%	53.9%	100.0%
		児童自立支援施設入所	度数	14	34	48
			%	29.2%	70.8%	100.0%
		児童福祉司指導	度数	1	56	57
			%	1.8%	98.2%	100.0%
		少年院送致	度数	16	7	23
			%	69.6%	30.4%	100.0%
		その他	度数	1	6	7
			%	14.3%	85.7%	100.0%
合計		度数	73	151	224	
		%	32.6%	67.4%	100.0%	

表C21. 家裁送致の有無と事件発生時の年齢の関係***

			事件発生時の年齢			合計
			10歳未満	10歳以上13歳未満	13歳以上	
家裁送致の有無	未決定	度数	2	3	6	11
		%	4.5%	7.5%	2.9%	3.8%
	無	度数	39	25	113	177
		%	88.6%	62.5%	55.1%	61.2%
	有	度数	3	12	86	101
		%	6.8%	30.0%	42.0%	34.9%
合計		度数	44	40	205	289
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表C22. 放火事例における事件発生時の年齢と家裁送致の有無の関係

事件発生時の年齢			家裁送致の有無		合計
			無	有	
10歳未満	度数	8	3	11	
		%	72.7%	27.3%	100.0%
	10歳以上13歳未満	度数	4	3	7
		%	57.1%	42.9%	100.0%
	13歳以上	度数	1	2	3
		%	33.3%	66.7%	100.0%
合計		度数	13	8	21
		%	61.9%	38.1%	100.0%

表C23. 警察の処遇意見と家裁送致に伴う児童相談所の処遇意見の関係

			家裁送致に伴う児童相談所の処遇意見				合計
			少年院送致	児童自立支援施設送致	児童養護施設入所	その他	
警察の処遇意見	家裁送致	度数	4	32	0	16	52
		%	7.7%	61.5%	.0%	30.8%	100.0%
	少年院送致	度数	5	7	1	9	22
		%	22.7%	31.8%	4.5%	40.9%	100.0%
	児童自立支援施設入所	度数	3	9	0	6	18
		%	16.7%	50.0%	.0%	33.3%	100.0%
	児童福祉司指導	度数	0	1	0	3	4
		%	.0%	25.0%	.0%	75.0%	100.0%
	その他	度数	0	1	0	2	3
		%	.0%	33.3%	.0%	66.7%	100.0%
合計		度数	12	50	1	36	99
		%	12.1%	50.5%	1.0%	36.4%	100.0%

表C24. 一時保護の有無と行動観察・評価と送致の根拠の関係

送致の根拠			行動観察・評価		合計	
			実施した	実施していない		
少年法第6条の6第1項第1号**	一時保護の有無	無	度数	19	11	30
			%	63.3%	36.7%	100.0%
		有	度数	26	1	27
			%	96.3%	3.7%	100.0%
	合計		度数	45	12	57
			%	78.9%	21.1%	100.0%
少年法第6条の6第1項第2号***	一時保護の有無	無	度数	78	70	148
			%	52.7%	47.3%	100.0%
		有	度数	59	2	61
			%	96.7%	3.3%	100.0%
	合計		度数	137	72	209
			%	65.6%	34.4%	100.0%

表C25. 事件名と家裁送致の有無について

			家裁送致の有無		合計
			有	無	
事件名	傷害	度数	19	16	35
		%	54.3%	45.7%	
	窃盗	度数	40	75	115
		%	34.8%	65.2%	
	暴力行為	度数	5	7	12
		%	41.7%	58.3%	
	強姦未遂	度数	1	1	2
		%	50.0%	50.0%	
	公務執行妨害・傷害	度数	1	3	4
		%	25.0%	75.0%	
	非現住建造物等放火	度数	5	6	11
		%	45.5%	54.5%	
	現住建造物放火	度数	3	7	10
		%	30.0%	70.0%	
	往来危険	度数	0	17	17
		%	.0%	100.0%	
	強盗	度数	1	0	1
		%	100.0%	.0%	
	強盗致傷	度数	3	1	4
		%	75.0%	25.0%	
強姦	度数	1	0	1	
	%	100.0%	.0%		
強制わいせつ	度数	4	14	18	
	%	22.2%	77.8%		
その他	度数	39	48	87	
	%	44.8%	55.2%		
合計		度数	95	175	270

表C26. 児童相談所の処遇意見と家裁審判結果***

			家裁送致に伴う児童相談所の処遇意見				合計	
			少年院送致	児童自立支援施設送致	児童養護施設入所	その他		
家裁審判結果	少年院送致	度数	6	6	0	4	16	
		%	50.00%	11.76%	0.00%	11.11%	16.00%	
	児童自立支援施設送致	度数	5	27	1	10	43	
		%	41.67%	52.94%	100.00%	27.78%	43.00%	
	児童相談所長送致	度数	0	3	0	7	10	
		%	0.00%	5.88%	0.00%	19.44%	10.00%	
	保護観察	度数	0	5	0	9	14	
		%	0.00%	9.80%	0.00%	25.00%	14.00%	
	不処分	度数	0	0	0	1	1	
		%	0.00%	0.00%	0.00%	2.78%	1.00%	
	試験観察中	度数	1	6	0	3	10	
		%	8.33%	11.76%	0.00%	8.33%	10.00%	
	審判中	度数	0	3	0	2	5	
		%	0.00%	5.88%	0.00%	5.56%	5.00%	
	その他	度数	0	1	0	0	1	
		%	0.00%	1.96%	0.00%	0.00%	1.00%	
	合計		度数	12	51	1	36	100
			%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表C27. 家裁審判結果と事件発生時の年齢の関係

			事件発生時の年齢			合計
			10歳未満	10歳以上13歳未満	13歳以上	
家裁審判結果	その他	度数	0	0	1	1
		%	.0%	.0%	1.2%	1.0%
	試験観察中	度数	0	2	8	10
		%	.0%	16.7%	9.4%	10.0%
	児童自立支援施設送致	度数	0	7	36	43
		%	.0%	58.3%	42.4%	43.0%
	児童相談所長送致	度数	3	1	6	10
		%	100.0%	8.3%	7.1%	10.0%
	少年院送致	度数	0	1	15	16
		%	.0%	8.3%	17.6%	16.0%
	審判中	度数	0	1	4	5
		%	.0%	8.3%	4.7%	5.0%
	不処分	度数	0	0	1	1
		%	.0%	.0%	1.2%	1.0%
保護観察	度数	0	0	14	14	
	%	.0%	.0%	16.5%	14.0%	
合計	度数	3	12	85	100	
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

表C28. 行動観察・評価と知能検査の関係***

			知能検査		合計
			有	無	
行動観察・評価	実施した	度数	130	25	155
		総和の%	57.5%	11.1%	68.6%
	実施していない	度数	32	39	71
		総和の%	14.2%	17.3%	31.4%
合計	度数	162	64	226	
	総和の%	71.7%	28.3%	100.0%	

「触法少年の送致と児童相談所の現状に関する調査」

調査票

全児相 平成 21 年度定例調査
「触法少年の送致と児童相談所の現状について」調査票記入要領

【ケース票】

この票は、貴児童相談所において、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日の間に、少年法第 6 条の 6 第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に基づき、警察から児童相談所長送致を受けたすべてのケース（援助方針未決定分を含む）について、ご回答ください。

1 事件について

① 送致種別

警察が取った送致の方式についてお答えください。

身柄送致・・・当初より「少年法に基づく警察からの児童相談所長送致」とされたケースのうち、子どもの身柄を伴って送致されたもの。

書類送致・・・当初より「少年法に基づく警察からの児童相談所長送致」とされたケースのうち、子どもの身柄は伴わず、書類の送付のみがされたもの。

身柄通告後送致・・・当初は児童福祉法第 25 条に基づき要保護児童として身柄通告を受けたが、後日少年法に基づく児童相談所長送致に切り替えられたケース。

その他・・・上記 3 通り以外の方式により、少年法に基づき児童相談所長送致を受けたケースは、その内容を具体的に記入してください。

② 事件発生年月日

警察から送致を受けたケースの事件発生年月日を記入してください。

③ 通告年月日

① で「身柄通告後送致」を選択した場合、当該通告を受けた年月日を記入してください。

④ 送致年月日

警察が少年法に基づき児童相談所長送致を行った年月日を記入してください。

⑤ 送致の根拠

当該ケースが、少年法第 6 条の 6 第 1 項第 1 号と同項第 2 号のいずれ（いわゆる「重大事件」か「それ以外」か）に基づき行われたかを選択してください。

⑥ 事件名（複数選択可）

当該ケースの事件名に当てはまるものを選択してください。「その他」の場合は具体的に事件名を記入してください。

⑦ 共犯の有無

当該事件の共犯の有無を選択してください。

⑧ 事件の概要

警察から送付された送致書（または通告書）に記載された内容を原文のまま記載してください。なお、個人名はイニシャル等に置き換えてください。

⑨ 警察の処遇意見

警察が児童相談所に送致(通告)する際に付した処遇意見を選択してください。「その他」の場合は具体的にその意見を記入してください。

2 子どもについて

① 性別

子どもの性別を選択してください。

② 事件発生時の年齢

1 ②で回答した事件発生日現在の子どもの年齢を選択してください。

③ 発達障害

子どもに発達障害が具体的診断名としてある場合、障害名を選択してください。発達障害の疑いがある場合は「疑いあり」を選択し、疑われる障害名を記入してください。

④ 知的障害

子どもが療育手帳 A または B を所持している、療育手帳は所持していないが知的障害がある、不明、なしのいずれかから選択してください。なお、自治体独自の障害程度（等級等）区分を使用している場合は、療育手帳の基準に読み替え、「療育手帳 A」または「療育手帳 B」を選択してください。「療育手帳」A とは最重度と重度、「療育手帳 B」とは中度と軽度等を指します。

⑤ 虐待経験及び主たる虐待者

子どもの虐待経験の有無と、ある場合の主たる虐待者を選択してください。

⑥ 過去における児相との関わり

過去に児相において当該子どもの相談歴があるかどうかを選択してください。（どの種類の相談であっても、一度でも相談歴があれば「有」を選択します。）

⑦ 同居している保護者の状況

事件当時同居していた保護者の状況で当てはまるものを選択してください。

3 一時保護について

① 一時保護の有無

児童相談所が一時保護を行ったかどうかを選択してください。

以下の設問は「一時保護有」の場合のみ回答してください。

- a 一時保護開始日・・・一時保護所又は一時保護委託先の入所日
(複数の場所で一時保護した場合は、最初の一時保護先に入所した日)
- b 一時保護最終日・・・一時保護所又は一時保護委託先の退所日
(複数の場所で一時保護した場合は、最後の一時保護先を退所した日)
- c 一時保護先 1・2・・・一時保護した場所を選択してください。(複数回答)
- d 個室使用の有無・・・当該子どもを一度でも個室に入れた場合は「有」を選択します。
- e 居室への施錠の有無・・・当該子どもの居室に、一度でも施錠をした場合は「有」を選択します。

② 一時保護中の警察調査

一時保護中に、少年法第 6 条の 2 又は同条第 3 項に基づく警察の調査が行われたかどうかを選択してください。

以下の設問は「調査有」を選択した場合のみ回答してください。

- a 調査場所 1・2 (複数回答)
- b 調査担当者 1・2 調査の担当者が警察官 (少年法第 6 条の 2) か警察職員 (少

年法第 6 条の 2 第 3 項) かを選択してください。(複数回答)

c 調査延べ時間・・・調査に要した合計時間を記入してください。

d 調査に要した日数・・・調査第 1 日目から調査最終日までの日数を記入してください。

(例 平成 19 年 11 月 9 日が第 1 日目、平成 20 年 11 月 20 日が最終日である場合、毎日行われていなくても「12 日間」)

e 調査 1 回当たりの最高時間・・・調査が最も長時間行われた際の時間数を記入してください。(分単位は少数で時間に換算)

f 児童福祉司等立会い・・・調査に児童福祉司等児相職員が立ち会ったかどうか、又、立会いは児相主導の判断で行われたか警察主導の判断で制限がかかったか、当てはまるものを選択してください。

g 付添い人弁護士・・・少年法第 6 条の 3 に基づく弁護士である付添い人が選任されたかどうか当てはまるものを選択してください。

なお、「弁護士会の委員会派遣」とは、新聞報道等のあった重大事件に関し、弁護士会の判断で、本人等の要請を待たずに派遣される方式を指します。

h 付添い人弁護士選任に関する児相の教示・・・付添い人弁護士が選任できることについて、児相が子どもに教示を行ったかどうか選択してください。

i 付添い人弁護士の一時保護中の面会・・・一時保護中に付添い人弁護士が子どもに面会があったかどうかを選択してください。

j 付添い人弁護士面会時の児童福祉司の立会い・・・i で面会があった場合に答えてください。

③ 一時保護所特別体制の有無

当該子どもを一時保護した際の、職員の特別体制等を組んだかどうかを選択してください。また、「有」を選択した場合は、その理由と、体制の概要を記入してください。

4 援助決定

① 児相が行った調査・診断について

児童相談所が当該子どもについて実施した調査・診断についてお答えください。なお、選択肢「十分実施できた」「十分とは言えないが・・・」の「十分」は、通常貴児相が行うレベルをクリアできていることを基準としてください。

② 家裁送致の有無

警察の児童相談所長送致を受けた後、児童相談所として家庭裁判所送致を決定したかどうかを選択してください。

以下の設問は「家裁送致有」を選択した場合のみ回答してください。

a 送致根拠・・・送致書に記載した法的根拠が児福法 27 条第 1 項第 4 号か、少年

法第6条の7の第1項か、または両法併記かを選択してください。

- b **家裁送致年月日**・・・児相が家裁送致を行った年月日を記入してください。
- c **家裁送致に伴う児相の処遇意見**・・・送致書に記入した児相の処遇意見を選択してください。
- d **観護措置の有無**・・・家裁において観護措置が採られたかどうかを選択してください。
- e **「観護措置有」の場合鑑別所収容期間**・・・dで観護措置があった場合、鑑別所における収容日数を記入してください。
- f **家裁審判結果**・・・家裁において下された審判結果を選択してください。
- g **家裁審判結果「児童相談所長送致」の場合、児相の援助方針**
・・・家裁の審判結果が「児童相談所長送致」であった場合のみ
児相の援助方針を選択してください。

以下は「家裁送致無」を選択した場合のみ回答してください。

- h **児相の援助方針**・・・家裁送致を決定しなかった場合、児相として決定した援助方針を選択してください。

5 自由意見欄

当該ケースについて、事件の特徴、子どもへの援助等について児相として考慮した点、保護者や警察、家裁、弁護士その他の関係機関との連携上の問題や特に工夫した点、苦労を要した点等について、自由に記入してください。

【機関票】

1 フェースシート（すべての児相が記入）

① 基本事項

- a 児相番号・・・別紙「児相番号一覧」を参照の上記入してください。
- b 都道府県（市）名・・・児相の設置自治体名を記入してください。
- c 児童相談所名
- d 記入者職
- e 記入者氏名

② 児相の職員体制等・・・非行担当専門の組織または担当者の有無について当てはまるものを選択してください。

③ 非行相談件数の実績・・・19年度の非行相談件数について男女別に記入してください。また、そのうち警察からの通告（身柄及び書類）について内数で記入してください。

④ 少年法改正についての所長意見・・・平成19年11月1日施行の改正少年法についての所長意見を自由に記載してください。

2 保護所のある児相のみ

① 保護所の現状（ハード）

以下の項目について平成20年12月1日現在で記入してください。

- ・入所率
- ・一人当たり平均在所日数
- ・触法送致対応のための個室について・・・少年法に基づき警察から送致を受けた触法少年対応のための個室の有無、又は検討しているかどうかについて選択してください。
- ・個室の施錠について・・・上記で「有」または「検討中」と回答した場合、個室に施錠が可能かどうか、又は施錠を検討しているかどうかについて選択してください。

② 保護所の現状（ソフト）

触法送致された子どもへの個別対応が可能な体制があるかどうか、あるいは検討中かを選択してください。「体制あり」又は「検討中」を選択した場合は、その具体的対応方法について記入してください。（別紙添付可）

3 中央児相のみ

貴自治体において、警察、家庭裁判所、弁護士会その他の関係機関と、改正少年法対応についての協議の有無、又は検討中であるかを記入してください。

基準日は平成21年2月1日現在です。

児童相談所の現状について

項目		フェイスシート(全ての児相が記入)					
設問	①基本事項	a 児相番号	b 都道府県(市)名	c 児童相談所名	e 記入者氏名	③非行相談件数の実績(19年度)	④少年法改正についての所長意見
		d 記入者職	非行対応の体制		男 うち警察からの通告		
回答欄							
(その他の場合)							

保護所のある児相のみ	
①保護所の現状(ハード) (平成20年12月1日現在)	②保護所の現状(ソフト) (平成20年12月1日現在)
a 入所率(%)	b 平均在所日数
	c 触法送致対応のため個室について
	d 又ははば検討中の場合個室の施設について

中央児相のみ	
自治体内の児童相談所と関係機関との協議状況(平成21年2月1日現在)	
a 警察	b 家庭裁判所
調査の時間について	送致の手順等について
調査時の児童福祉司等立会いについて	一時保護について
付添い人弁護士の教示について	送致基準について
マスコミ対応に係る情報共有について	その他(下欄)に具体的に記入)
児相から送致への身柄の移送について	その他(下欄)に具体的に記入)
付添い人弁護士派遣について	子ども・保護者への教示について
面会時の児童福祉司等立ち合いについて	その他(下欄)に具体的に記入)
d その他	その他(ある場合は下欄に具体的に記入)
関係機関との連携上の問題点(相互理解、意思疎通、事務処理上等、自由に記載)	

触法少年の送致・通告一覧表 (平成19年11月1日～平成20年10月31日まで)

項目	1 事件について				2 子どもについて				
	①送致種別	②事件発生年月日	③通告年月日 (①で「身柄通告後送致」の場合のみ)	④送致年月日	⑤送致の根拠	⑥事件名	⑦共犯の有無	⑧事件の概要 (個人名はイニシャル等とし、その他は警察の送致書(通告書)の内容をそのまま転記する。)	⑨警察の処遇意見
設問									
整理番号									
1									

(8まで以下省略)

3 一時保護について												
① 一時保護の有無	② 一時保護開始日				③ 一時保護終了日				④ 一時保護期間中の施設の有無			
	a開始日	b一時保護最終日	c一時保護先1	d一時保護先2	e一時保護施設の有無	f一時保護施設の有無	g一時保護施設の有無	h一時保護施設の有無	i一時保護施設の有無	j一時保護施設の有無	k一時保護施設の有無	l一時保護施設の有無

4 援助決定												
a行動観察・評価等	① 児相が行った診査・検査・調査等について				② ②が「有」の場合				③ ③が「有」の場合			
	b心理検査	c医学的診査等	d 社会調査	e 家族・親族調査	f 家裁送致の有無	g 家裁送致の有無	h 家裁送致の有無	i 家裁送致の有無	j 家裁送致の有無	k 家裁送致の有無	l 家裁送致の有無	m 家裁送致の有無

5 自由記載欄											
備考											
・事件について ・子ども本人について ・保護者、関係機関との連携について ・ケースごとに自由に記載											